国土交通省 再検討要請

	提案区分	An etc. th. etc.				制度の所			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
管理番号	区分 分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	管·関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
34	B 地 土地根 カに規 用 地除 利 制緩和 く)	土地区画整理事 業計画決定及び変 事業計画決定及び変 取扱いの見直し	土地区画整理事業の事業 計画の意見書については、 都遊所県部市計画書議会 に付護しなければならない が、指を都市の区域内で完 結ずる事業に係る意見部 については、指定都市の野は 計画書議会が設別の付議と改め るよう求めるもの。	前後と少ない上、開催時期の設定においても指定都市側には基本的に調整の余地 は無く、道府県の定めた開催日までタイムラグが生じるケースがある。 【見直しによる効果】	土地区画整理 法第55条第3 項、第136条の 3、地方自治条 施行令第174条 の39	国土交通省	市長会	場合の土地区画整理事業の事業計画に係る意見書の処理にあたっては、都市計画 画の内容を誇まて処理するために、一元的に、都道府県都市計画書議会を関与さ せることとしている。そのため、今後の処理にあたっても都道府県都市計画書議会 を関与させることとしたい。	責省御意見として、「都市計画の内容を踏まえて処理するため」との趣旨が示されているが、本提案は、まさにその趣旨を達成するために見直しを求めるものである。 指定都市においては、都市計画の数定に係る審議及び意見書の付議先が指定 都市の都市計画審議金であり、独自に都市計画を策定・運用している、そのため、 指定都市の区域内で完結する土地区画整理事業の事業計画の意見書について は、指定都市の区域内で完結する土地区画整理事業の事業計画の意見書について は、指定都市の都市計画議会に付議をすることが、「都市計画の内容を踏まえて 処理するため」に最適である。(指定都市の都市計画審議会で処理する事例は土地 受工事業の都市計画決定を含めて多数あり、市域の都市計画に関する情報 等が十分に蓄積されている。 手続きの一元化・効率化を図るとともに、何より都市計画の内容や地域の実情に 即した番議につながることから本件の制度改正を求めているものである。 【補強事例】ある市においては、現在市施行による土地区画整理事業の事業認可(変更)手続き が進められているが、意見書が提出された場合、県都市計画審議会の開催スケ ジュールによるため、本市都市計画審議会に付議した場合と比較し約3か月長い期間を要することが想定されている。	有(都市計 画審議案件 一覧等)
228		土地区画整理事業計画決定及び変取扱いの見直し	政令指定都市の土地区画 整理事業において、提出さ れた意見書を都道府開新 市計画審議会でなく政令指 定都市の都市計画審議会 に付議する旨法改正する	計画を決定するものとなっており、以下指定都市か都追肘県都市計画番譲雲に行業ナス邦本計画の変けない。	土地区画整理 法第55条第3 項、136条の3、 近方自治法施 行令第174条の 39	国土交通省	関西広域 連合、兵庫 県、徳島	場合の土地区画整理事業の事業計画に係る意見書の処理にあたっては、都市計画の内容を踏まえて処理するために、一元的に都道府県都市計画審議会を関与さ	都市計画に関しては、都市計画法第87条の2に基づき、指定都市に都道府県が有する権限のほとんどが移譲されている。 有機関のほとんどが移譲されている。 市内内側、市町村と小でもなりで繋する都市計画決定を行うに当たり、原則それぞれの都市計画審議会で審議することが都市計画法第18条又は同法第19条で定められている信に鑑されば、特に指定都市においては土地区画整理法に定められる。 意見書を提出されたところの都市計画審議会で意見書の内容を審査するべきではないか。	

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
	【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、指定都市が定める 土地区画整理事業計画に係る利害者関係者 からの意見書については、指定都市都市計 画審議会に付議することとするべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な 検討を求める。	
	【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、指定都市が定める 土地区画整理事業計画に係る利害者関係者 からの意見書については、指定都市都市計 画審議会に付議することとするべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な 検討を求める。	

	提案区分	All other are				制度の所			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
管理番号	区分 分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
21	B / 上川(都市計画の変更について、 政令第14条で定める省令 第13条の規定により道路に 関する都市計画の軽易な 変更の対象が定められてい	【制度改正の必要性】 道路保障理の国道)に関する都市計画の軽易な変更については、省令第13条第3 号に定められているとおり、線形の変更による位置又は区域の変更は、中心線の 据れが100m未満、かつ、変更となる区間の延長が1,000m未満のものに限られている。 あしながら、一般に、航空写真等を元に都市計画決定した後に、詳細な調査や測量を行う必要が生しることは、区間の延長に関わらずけばしば起こりる。そして、詳細な調査等に伴う変更については、国土交通大臣の協議によいて、議論となるものではなく、実際に、過去おり年(平成2年度~25年度)の協議で、計画の本質的な変更を求めるような意見が出されたことはないこのことから、変更となる区間の延長が1,000m以上のものであっても、詳細な調査・は不要とすべく、省令で定める軽易な変更の対象を拡大し、変更となる区間の延長による縛りを使止すべきと考える。 【具体的な支障事例、制度改正の必要性】 島取県では、本条件に該当する変更手続は、手続き中の家件が1件、今後予定している案件が1中あるが、これらについて、現行制度では、標準事務処理期間である事前調整60日間、低議・同意30日間を要することとなるところ、制度改正が実現すれた。線形の変更による位置又は区域の変更で、中心線の振れが100m未満、かつ、変更区間延長が1,000m以上のもののうち、詳細な調査や測量に伴う軽易な理由によるものは、中国5県において、過去5カ年の間に6件あった。		国土交通 省	鳥国事広波都府県県、知関合、「東方関連県、大東大和関連県、大東和島島島島・東方関連県、大東歌島島島・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・	都市計画の軽易な変更は、都市計画の実質的な変更を伴わず、すでになされている国土交通大臣の同意の判断の前提を何ら崩さないと認められるものについて協議を不要とするものである。このため、都市計画法施行規則第19条は、改めて協議を行う必要がは、戦易な変更を発動的かつ明白なものになるよう規定している。ただって、変更内容にかかわらず、変更の要因のみをもって軽易な変更とすることは認められない。	実際に、中国5県においては、過去5カ年、線形の変更による位置又は区域の変更で、中心線の振れが100m未満、かつ、変更区間延長が1,000m以上のもののうち、詳細な調査や測量に伴う軽易な理由による事例について、国土交通大臣の判	L E
1	2 A 権 土地(県 水源 (人)	利 複数府県に跨がの 指定権限の移譲	囲と塚の拍正性限につい	【制度改正の必要性】 土地利用・整備・保全の推進については、地域の実情に応じ、地域の特性を生かすため、地方の共団体が自主的かつ主体的に取り組む"地方創生時代の体系へ"見直していくべきである。 都市計画区域の指定は、府県内の区域指定の場合は府県の権限となっているが、二以上の府県の区域にわたる都市計画区域でいては、国土交通大臣が関係府、同の意見を能いて指定することとなっている。これは、府県間別を機能を担機関がないことから、国の権限となっている。これは、府県間別を機能を担機関がないことから、国の権限となっているこれは、京村前側別を機能を担機関がないことから、国の権限となっていると思われる。しかし、現在は、広域海の責任主体である関西広域連合があり、府県間の意見調整等を図ることが可能である。 中原民族の意見調整等を図ることが可能である。 中原民族に成域連合が開発に跨がる都市計画区域はないが、今後、府県を跨いで都市計画区域を指定した方が良いと考えられる場合に備え、予か当該指定権限を関西広域連合へおり第4つもである。今後においても、同様の事例が府県境を越えて開発され発展することも想定されらる。本権関が移譲され、複数府県に跨がる都市計画区域についても地方が主体となって指定できることとれば、一体的で調和のとれたまちづくりを効率的に進めやすくなる。 【懸念の解消】 区域指定に当たり国の関与が必要というのであれば、府県が都市計画区域を指定する場合と同様に、国土交通大臣への協議・同意を行うこととすることにより、その懸念は払拭されると思われる。	都市計画法第5 条第4項	省	連合同果、大庫、大庫、和東、人庫、東京、東京、東京、東京、東、東、東、東、東、東、東、東、東、東、県、島、東、東、東、東、東、東、東、東	都市計画は農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するため、都市全体を見渡してあらゆる土地利用を一元的に規制し、都市における広範でかって複雑多味な権利関係の調整を各種行政との調整を図るべき総合管理者との協議、農業、環境、商業等各行政分野との調整を一元的に行うことが必要不可欠であり、広域連合が処理する事務にはなじまないと考えている。 都市計画と決定すべき場である都市計画区域に関する事務についても同様であり、広域連合が処理する事務にはなじまが、と考えている。	関西広域連合は、地方自治法策284条に基づき、「広域にわたる総合的な計画を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡 関整を図り、並らないの一般を向める行政主体である。一部事務組合はは異なり、 ため、設立した、安定的かつ総合的な行政主体である。一部事務組合はは異なり、 一部の事務のみならず企画整整機能も相、防災や観光・文化、産業 医療、環境 などの各行政分野も踏まえた関西の何来像を示した広域計画を現に策定しており、 を行政分野も認まえた関西の何来像を示した広域計画を現に策定しており、 を行政分野もの調整を一部が14行うことは可能であり、「広域連合が処理する事務 にはなじまない」と言われる観点が不明である。 所県と政令指定都市で構成する地方公共団体である関西広域連合は、都道府県 と同様、都市計画事務を執行するに相応しい団体である。関西広域連合において 処理するのが問題であると考えるのであれば、その支障事例を示していただきた い。	

	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
鹿児島県		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な 検討を求める。	
		【全国知事会】 手挙げ方式による検討を求める。	

	ł	是案区分	All street viz				制度の所			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
管理番号	区	分 分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	管·関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
318	方にする	地 土地農 計用機 最和 ()	一の市域内で都起い 一部国区域定が完命市 部市国民域定決定要 でいる計画感光定要 でいる場合である。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	都市計画法第19条第3項に おいて「市町村は、都市計 画区域(中略を決定しよう とするときは、あらかじめ、 都道舟県知事: (協議しなけ ればならない。)と規定され ているが、の市域内で都 市計画区域が完結している 造出のでは、適用 しない旨を追加する。	都市計画送第19条第3項に基づく都道府県協議は、その案件の内容によらす都 市計画区域欠は準都市計画区域における都市計画の決定に関し、全て必要とされ ている。 し、他の声野は又は他の報本計画区域との関連がなく、一の声野はの由て学	都市計画法第1 9条第3項	国土交通	指市長会	ンに関する都市計画決定権限は移譲したものの、一の市町村の区域を超える広域 の見地からの調整及び都道府県の定める都市計画との適合を図る観点での都道	都市計画法第19条第3項に基づく都道府県協議は、その家件の内容によらず都市計画区域又は準都市計画区域における都市計画の決定に関し、全て必要とないる。 しかし、他の市町村又は他の都市計画区域の関連がなく、一の市町村の中で完結し、他の市町村に影響がない都市計画については、広域の見地からの調整の必要性は存在しないものと考えている。また、都市計画区域マスタープランまで決定権計画は存在しないと考える。 また、広域国警等の機能を担保する方策として「都市計画決定時に指定都市から都道府県に対して通知を行い、それを受けた都道府県は必要に応じて意見を述べることができるとする」という制度を設けることで懸念は解消されるものと考える。	產
33:	方にする	地 土地利用 化票据 人名英格兰 人名英格兰人姓氏格兰人名	計画区域が完結している指定都市の 都市計画決定・変	画区域(中略)を決定しよう とするときは、あらかじめ、 都道府県知事に協議しなければならない。の場合に おいて、町村にあつては都 道府県知事の同意を得な ければならない。し場保定 れているが、一の市域内で 都市計画区域が完結してい る指定都市においては、適	各都市計画家件ごとし概ね2か月間程度の事前協議の後に原則4週間の本協議 期間を要することされている。本協議の回答を待って、都計画法17条號第手続 に入ることから、手続の迅速化といった点で、事務効率に支障が生じている。 (歴念の解消策)	都市計画法第 19条第3項	国土交通省	横浜市	一の指定都市の市域内で完結する都市計画区域に係る都市計画区域マスタープランに関する都市計画決定権限は移譲したものの、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整及び都道府県の定める都市計画との適合を図る観点での都道府県の定める都市計画との適合を図る観点での都道府県との協議は依然として必要であることから、協議を廃止することは認められない。	区域マスの決定権限が指定都市に移譲されたことを鑑みると指定都市の特例として、県知事への協議を廃止しても問題ないと考えており、都市計画に第23条第37厚生労働大臣は、必要があると認めるとは、都市計画区域の登儀、開発及び保全の方針、区域区分並びに用途地域に関する都市計画に関し、国土交通大臣に意全ができる。」と同様の趣旨で捉えることにより、県知事との協議を補完できると考えている。	and the

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
	【全国知事会】 地方分権改革推進委員会第1次勧告で示さ 北方分権改革推進委員の関与は必要である。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向け、積極的な検 討を求める。	
	【全国知事会】 地方分権改革推進委員会第1次勧告で示された範囲で、都道府県の関与は必要である。 【全国市長力 提案団体の提案の実現に向け、積極的な検 計を求める。	

	提案区	分	提案事項				制度の所			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
管理番号	区分:	分野	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	管·関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
29	±1-33 ⊞	1(農 :	開発許可に係る技 術基準の緩和(綾 地帯その他の緩衝 帯の配置)	都市計画法第33条第1項第10号に規定等する線地帯その他の線帯の設計を単一のして、工場力を活動を対しまる。 で、工場立地で、工場立地法第4条第1句で、工場立地法第4条第1句で、工場立地法第4条第1句で、工場立とは對立場立等の環立に基準を導向ので、工場立は表記では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	制定権が付与されている。 工場敷地内の線化に関してこの2つの設置規定が存在する状況において、都市計 画法施行令第28条の37た1と書きや工場立地法との整合性を考慮する旨を記載し た開発許可制度適用指針はあるが、基本的には、工場立地法の基準を満たして も、都市計画法上、線地帯学の設置が、位置・幅員を特定された上で求められる。 しかし、工場立地法の基準を満たすことで、周辺環境の悪化防止という都市計画法 の趣旨は達成されると考えられることから、都市計画法に規定する線地帯等の設計 基準において、工場立地法に係る適用除が規定を設けることを探索する。	33条第1項第10 号、都市計画 施行令第28条 の3、都市計計 法施行規則第 法施行規則第 23条の3、工場 立地法第4条第	国土交通名案省		週川時かた9の二とは不週目である。 一方、開発許可権者が、予定建築物の用途、周辺の状況等を勘案して、工場立地 法に基づく緑地、環境施設の設置等により、本基準と同等の水準の緩衝機能が確 向本・生実施をファル地・ディー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	本提案は、新たな産業の誘致ないし既存工場の拡張を開発行為による手法を用いて造成しようとする場合に、総地等の配置や規模の基準に関し、工場立地法の基準に統一されることを望むものである。 第1次回答に示されたとおり、都市計画法施行令第28条の3に規定する緩衝帯の 設計基準が周囲の環境に与える悪影響を防止することを目的としていることについ ては理解できる。 他方、工場立地の推進と地域環境の保全の観点から法制化されたもので、同法で規定されている縁地等の配置や規模等の基準はこの目的に即したものであると捉えている。 つきましては、国内工場の海外移転を防ぐ観点、地域の経済振興や雇用の創出を 図り人口減少を食い止める観点などを踏まえ、本提案に沿って再度検討していただきたい。	<u>£</u>
18:	B 地 対規 6 方で緩和 制緩和	木・	(宅地造成等規制 法と土砂災害防止	宅地造成等規制法上「推 壁を要しない」とされる基準 と、土砂災害防止法上急 (領料型」とされる基準が異 なるため、法改正を行い、 統一することを求める。	ぜられている(三権壁を要しない)」と判断されたにもかかわらず、土砂災害防止法 上は「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」に指定されることが起こり 得る。ような場合、市民にとっては安全なのか危険なのかが判別しがたく、混乱をき たすおそれがあり、基準のずれについて診明を求められても、宅地造成工事規制 区域の指定主体である市として、責任ある回答が困難な状況である。	区域等等におけ上に は砂策の生産を が策する法第1 を を は で で を を を を を を を を を を を を を を を	国土交通省	京都市	宅地造成等規制法は、自然地盤に宅地造成という人為的影響が加わることで造成 地そのものから発生する土砂の流出等による災害の発生を防止することを目的として、造成主等に対して災害防止のための必要な措置を求めており、そのうち頻望に ついては切土の土質ごとに頻望を要しない勾配の上限を設定し、それを越える斜面 に排壁の設置を義務付けるものである。 一方、土砂災害防止法は、勾配のみならず、地形、地質、降水等の状況や土地の 利用状況等を調査上とうえで、地館に対する人為的影響の有無にかかわらず、土 砂災害が発生するおそれかきる区域を明らかにし、土砂災害が自国の生命及び 身体を保護することを目的として、市町村等に避難計画の策定等の警戒避難休制 の整備の義務付けや、一定の行為制限を課すものである。 したがって、両法律は想定する区域やその目的等を異にするものであるから、宅地 遺成等規制法上の「無理を要しない」基準と、土砂災害防止法上の「急傾斜地」の 基準を統一することは適切でない。	を地造成等規制法は国民の生命及び財産を守るための法律(第1条)、土砂災害防止法は国民の生命及び身体を守るための法律(第1条)であり、いずれも目的は国民保護で同一である。排壁の設置や避難計画の策定等は目的達成の手段に過ぎない。これを改善的は法と同様、知配以外の要乗も加味されている。したがって、同法律は想定する区域やその目的等を現にするため基準を統一すべきではないという責省の回答には、正確でない部分があると考える。 なお、両法律は想定する区域やその目的等を現にするため基準を統一すべまな、両法律は想定する区域やその目的等を現にするため基準を統一すべまないという責省の回答には、正確でない部分があると考える。 なお、両法律はの違いは、責备の回答にあるとおり、宅地違成という人為的影響が加わることを前提としているか否かであるが、通常、人為的影響が加わる方が、当該影響も考慮したうえで安全性を判断することとなるため、酸しい基準で判断する必要があると考えるれる。 この点について、現行法は、人為的影響が加わることが前提となっている。この点について、現行法は、人為的影響の加予ることが前提となっている。でか出るでは、世間とは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の	\$ \$ \$

	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
鳥取県、いわき市、越 谷市、春日井市	○現在、開発許可による造成を念頭においた新工場の立地が計画されている。周辺に家屋があるため、都市計画法の規定に即した幅員に基づく緩衝帯を配置する必要がある。緩衝帯の面積は工場立地法の基準以上になっている。 ○工場立地法の規定を満上しても、都市計画法の規定を満足できないために、工場立地が妨げられるという齟齬が生じている。工場立地法を特定工場を対象とした特別法として位置づけることにより、都市計画法の規定における工場立地法に係る適用除外を設けることに賛同する。これにより土地の有効利用が促進される。 ○都市計画法第3条第1項第10号で定められている基準(1ha以上の開発で4m以上の緩衝帯の設置)により、工場立地法の基準より大幅に超えた線地の設置が必要となり、計画変更を迫られ、工場が遅れた事例が、平成26年に1件あった。 ○都市計画法では、騒音や振動による環境悪化を防止するために繋地等の緩衝帯を整備することとなっているが、工場立地法においても、環境施設の設置基準として周辺の環境保持に最大寄するように行うことが基準として変めわれており、都市計画法で規定する目的は果たしており、二重の規制は不要と考える。 ○開発許可を受けた遺産税(10ha以上)において、緑地帯その他の緩衝帯として配置された部分を工場立地法に該当しない建築物の場合、乗入口として利用したいので撤去できないか等の相談を受け、開発許可で設置された緑地帯を永線的に担保するための対応に苦虐している。このようなことから、緑地等の位置付けや配置等に関して都市計画法及び工場立地法において明確にする必要があると考える。	【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。 【全国町村会】 提案団体の意見を尊重されたい。(第1次回 答において、本基準を適用しないことも可能で ある旨の記載があるが、どのような場合に適 用除外になるのか基準を明確化していただき たい。)	
福岡県、豊田市、廿日 市市	○土砂災害特別警戒区域の指定を控えているため、宅地造成等規制法と土砂法との技術的基準が異なることにより、市民に混乱をきたすおそれもあることから、宅地造成等規制法との技術的基準が同水準となるような法成正を望む。 の都計法上で野中された開発地において6m以上かつ3の度以上の斜面が確認されたため土砂法上の区域指定を進めたところ、住民から、開発許可された箇所なのに危険だというのは納得できないと苦情があった。 の基準のずれにより、宅地造成規制法に基づき対害的場合、あるいは開発許可を得て造成された建築物の敷地について、土砂災害特別警戒区域に指定された事例がある。市民より、法律に基づき災害防止止必要な措置が講ぜられ、安全された土地が、なぜ危険とされるのかについて切断を求められるが、責任ある回答が困難であった。市民は、土砂災害特別警戒区域の指定について訴訟も視野に入れて検討中との話もある。 の都計法29条件可と宅造許可を受けていた土地が、新たに土砂災害防止法上の特別警戒区域の指定をうけたため、住宅の建築が著しく困難になった事例が存在する。 ○同様に苦慮しており、土砂災害警戒区域または土砂災害特別警戒区域の指定の際に、宅地が「宅地造成等規制法」に基づき行政の許可を得ているにもかかわらず、指定されることについて市民の方から理解が非常に得られにくい状況である。	【全国市長会】 提案の趣旨に鑑み、住民の混乱を抑止する 観点から検討すること。	

提案区分	提案事項				制度の所			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
管理番号 区分 分里		求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	管·関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
141 方に対 用(産	運動施設の敷地	5 都市公園法施行令第8条 の基準について、法第4条 目と同様に参酌基準とするこ とを求める	【制度改正の経緯】 本果では、平成24年に開催した「ぎふ清流国体」「ぎふ清流大会(全国障害者スポーツ大会)」を契機に、障がい者スポーツを含むスポーツに対する限民の関心が一層高まったところであり、これらの成果を欠代に継承、発展させるため、平成25年3月「城阜県清流の国コメイーツ推進条例」を制定するともに、その正念を具現化するため平成27年3月に「潜流の国ぎらスポーツ推進計画を販定(位置付けているとよる地域振典と障がも考えが一ツの推進等を販定(位置付けているところである。また、平成27年2月に暫定版を策定した「清流の国ぎら納針生総合戦略」においてては、県内スポーツの先導的な役割を果たず施設であり、体育館、野球場、陸上競技場等、1階級を配する絵合運動場として整備してきた。建築面積成立ては、県内スポーツの先導的な役割を果たず施設であり、体育館、野球場、陸上競集等に振り配替に加え、地域住民からも日頃から施設の充実の要望も受けていることがら、二一文を踏まえたスポーツ施設の検討とであり、本質を開発している。「具体的支障事例」 地域の支援に加え、地域住民からも日頃から施設の充実の要望も受けていることがら、運動施設の労働面積が49.65%まで達していることから、運動施設ののか必要性を効果していることから、運動施設ののか必要性を必要していることから、運動施設のの数単を参加し、地方公共団体の条例で定める範囲としていただきたい、運動施設を製力の開発技術を基準に適合した収修をすること、地域住民の新たなニーズに応えた運動施設等を設置すること、降がい考ネポーツの様との新たなニーズに応えた運動施設等を設置すること、降がい考ネポーツの様と使じた。	都市公園法施 行令第8条	国土交通省	岐阜県	都市公園は、本来、屋外における休息、運動等のレクリエーション活動を行う場であり、ヒートアイランド現象の緩和等の都市環境の改善、生物多様性の確保等に大きな効用を発揮する緑地を確保するとともに、地震等災害時における避難地等としての機能を目的とする施設であることから、原則として建築物によって建へいされない公共オープンスペースとしての基本的性格を有するものである。運動能設は、公園施設として極めて重要なものであるが、都市公園別には一般の人が自由に休息、数多等の利用ができるオープンスペースを確保する必要があること等から、その敷地面積の設計は、当該都市公園の外の面積の百分の五十を超えてはたらないとしている。 仮に都市公園としてオーブンスペースを確保することと比べて、その敷地面積の百分の五十を超えて運動施設を設置することが、より公共性が高いと公園管理者が判断される場合については、都市公園を見合に、北京・都市公園を関係自に、本京、本市公園の場合は、都市公園のの場合は、都市公園のの場合は、都市公園の場合は、都市公園のの場合は、都市公園のの場合は、都市公園のの場合は、都市公園のの場合は、都市公園のの場合は、都市公園のの場合は、本市公園の都市計画を変更)し、その上で運動施設を設置することも考えられる。	本提案は施設を設置した時点では想定できなかった、競技施設に求められる施設 基準の変更をもたらすルール改正や暗がい者スポーツの振興等、スポーツ環境の 変化により不足することとなった設備や機能について、最小限の改修により、国際 大会等を実施することができるように適合させるためのものである。 運動施設の面積が百分の五十を大幅に超えるような大規模な拡張ではなく、あくま されまない場所はの地等と数とまて、土・ブ・ス・ストルには、の場と等と	
B 地 土地/ 方/5 方/5 利服和 划 制級和 划	路外駐車場の換	用及び開口部の取扱いに	【提案の背景】 路外駐車場には一定の能力を有する換気装置の設置による機械換気が義務付けられているが、一定の面積の開口部を有し、自然換気が可能な場合はその限りでないとされている。第27回全国駐車場政策担当者会議での国交省の見解として、根柢式換気と自然換気の併用については、その審査方法が確立されておらず、性能の確保の確認はできないとされている。 (具体的な支障事例等) 自然換気を使動しませませました。 事業を必要がに苦慮したことがあ、駐車場面積から自然換気が設施が表が、自然換気が終して装置の仕様を求める方法で方法について、事業者との対応に苦慮したこかがり、駐車場面積から思熱負気が設定が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が	駐車場法施行 令第12条	国土交通省	京都市	路外駐車場の自然換気(開口部換気)と機械換気の併用に関しては、事例の少な い特別なケースであり、気体の挙動について特殊な解析が必要となることから、国 主交通省としては、当該事項について特別の基準を作成する予定はない。 駐車場法施行令に規定される技術的基準の解釈(開口部の取扱い)に関しては、 従来より全国駐車場政策担当者会議等で明らかにしている。ご不明の点等あれ は、個別にご相談頂きたい。 なお、建築物である路外駐車場に対しては建築基準法が適用されるが、ご指摘の 建築基準法施行令に規定されている基準は換気設備の構造に関するものであり、 閉口部に対しては適用されない。	開口部の取扱いについては、責省の回答のとおり、個別相談でも対応させていただくこととしたい一方で、自治体で対応が異なるおそれがある以上、個別に相談というよりも、法を規則で具体的な規定を設ける方が望ましいと考える。また、機械機気と自然換気の併用に関する規定については、事例が少ない、特殊な解析が必要であるということをもつて対応する予定がないとする責省の回答に示成此かれる。本市においては、実際に事例があり、対応に苦慮したことを踏まえて本件提案を行ったものである。過去の全国駐車場政策担当者会議においても、複数の自治体から同様の質問が出ていることも踏まえ、気体の挙動について解析をすることで基準ができるのであれば、ぜり作成して頂など、自治体が円滑に業務を遂行できるよう、適切な対応を講じることを求める。	k

	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
草津市、京都府、市、小城市、延岡		公園施設の設置に関する基準については、地 方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を 踏まえ、廃止若しくは条例に委任する、又は 条例による補正を許容するべきである。 【全国市長会】	○ 運動施設の敷地面積割合がわずかに100分の50を超えるだけで、都市公園を廃止し、別の施設に転換することは、地方公共 団体が取り得る選択設として想定し難く、また、施設の財政上の取り扱いも異なることとなることから、困難ではないかの の都市公園のオープンスペースとしての機能を維持することは重要であるが、運動施設の敷地高滑合がわずかに100分の50 を超えるだけで直ちにその機能を失うこととなるのか。線地面積について、面積割合と絶対値等とを掛け合わせたものとする等、地域の実情に応じ、都市公園に求められる機能の多様化に利なできるようさたが、基準でしていて弾力性をおとする 同で検討すべきではないか。 ○ 近年、都市公園には防災拠点としての役割も求められている。災害時には運動施設でも避難者を受け入れる等の協定を事前に結んでいた場合等には、運動施設も含めてオープンスペースとしてとらえても問題ないのではないか。
		【全国市長会】 提案団体の意見を十分尊重されたい。	

提案区分	提案事項				制度の所			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
管理番号 区分 分野		求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	管·関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
B 地 方に対 要地 する親 制緩和	生產線地地区指 定の面積要件及 解除要件等の緩 和	自己都合によらず現行の 生産緑地地区の面積要件 を満たさなくなった場合で も、生産緑地地区としての 優遇情要や受けられるよう に動積要付金を受けられるよう を観和すること。	満たさなくなり、生産緑地が道連れ解除となったケースが9件(約2,000㎡)あった。	生産緑地法第3 条	省	都府、大阪 府、和歌山 県、徳島	本提案は、すでに過去の議論(平成26年「提案募集に関する各府省との最終的な 調整結果」)において結論が出ていると承知している。 なお、通去の議論と同様、当をとしては以下のとおりと考える。生産緑地地区の面 積要件については、都市計画において、農地の持つ熱地機能を評価し、これに厳し 以建業規制等の制限を加えて係全を行う以上、農地の持つ熱地等としての機能が 発揮される一定の規模以上とする必要があることから、都市計画上の緑地等として 野価できる最低限度として50のに設定しているところである、そのため、生産緑地 地区として指定できる面積要件に係る下限面積の枠付けを廃止することの対応は 困難である。	本提案は下限面積の枠付けを廃止するものではなく、面積要件と解除要件の緩和を求めるものである。下限面積や解除要件について、地域の実情を考慮して特殊を設定できるように検討されたい。 支障事例として記載している、「自己都合によらず現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなくなり、道連れ解除となった場合、相続税の納税のため、農地を売却する例がある」ことについて、どのような救済措置をお考えか示されたい。	
G A 権 土木 建築 建築	サービス付き高齢 者向け住宅に関う る権限の移譲	高齢者の居住の安定確保 に関する法律第4条に基づ く、高齢者居住安定確保計 画の策定権限計 回り策定機について、 める。 また、同計画を定めた市 町村に対する登録等の事 務も、上配権限の移譲を求 める。	製工夫原の企業與以には入幅は本産に少る(H20千段 目情数:300) 登職数:/ 81 戸 ※福井市舎む4市前計。 (具体的支障事例) 各市間で整備数に偏在がみられるとともに、市内においても、建設費の面から地 個が低い郊外に整備される傾向があり、超高能な会に対応したコンパクトシティの 概念と逆行する現状がある(福井県内のサ高社の会に対応したコンパクトシティの 約8割が、市街地中の部(まちなか地区)以外の郊外に整備されている(福井県: 43棟1,282戸 福井市:23棟699戸※内まちなか地区外:20棟588戸))。 (制度改正の必要性と効果) 県でサ高性の供給日標を管理することは民職であるほか、地域のニーズとして供 総数だけでなくサービスの質も管理することが求められている中、より地域に密着し 本本で併め月頃の鉛管を表さられが現上」、半支位は、地域の第一次で、10年	国工父进省·厚	通省	福井市	○ 2050年には高齢化率が約4割に達する超高齢社会にあって、諸外国と比較した量的不足にある高齢者向けの住宅供給は、我が国において喫緊の課題である。このため、高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「法」という。)に基づき、サービス付き高齢者向け中の生空保保に関する法律(以下「法」という。)に基づき、サービス付き高齢者向け生命全国的改体終位進を進めている。○ 地域における公的算貨住宅の供給など、地域の住宅政策の基本的な方向性にいては、住生活基本法に基づいて、都道府県が定めることとされており、地域の実施を強いる。 14年15の安定の確保や向上の促進のための目標や施策、公営住宅の供給目標等が、都道府県の住宅政策の主要な部分を成すものであり、都道府県は市町村と協議し、住生活基本計画として定められている。○ サービス付き高齢者向け住宅の供給は、現下の超高齢社会において都道府県の住宅政策の重要な部分を成すものであり、都道府県は市町村と協議し、住生活基本計画との関和を図りつ、高齢者居住安定確保計画を定めることとされている。同計画においては、都道府県内の住宅政策の方向性や公営住宅・公社住宅等の供給が運き路まえで、サービス付き高齢者向け住宅の供給目標や目標達でための施策等が定められている。。 (本語・「本語・「本語・「本語・「本語・「本語・「本語・「本語・「本語・「本語・「	都道府県で住生活基本計画との調和を図るとあるが、市が計画の策定権限の移 譲を受けた場合でも、県との意見調整を行い、各種計画との調和を図りながら策定 すべきものと考えている。 また、計画的な整備がされない懸念について、県全体として必要な供給量等の確 保は、市が計画を策定する段階において、県との意見調整を行うことで解消が可能 である。 独自登録基準の股定に関し、市計画への委任を行っている事例を示しているが、 法的根拠が明らかではない。事業者に規制等を行うものについては、法的根拠を 明確にしたうえで行っていくべきではないかと考える。 本市ではサービス付き高齢者向け住宅が切りに登備される傾向があり、偏在に ついて課題として捉え、計画変権限度が切りに急酷される傾向があり、偏在に ついて課題として捉え、計画変権限度が切りに全備される反向にあるいるものである。 国土交通自たおいて、サービス付き高齢者向け住宅が切りにを備される傾向 があるとの関連認識を持っていることからも、本市の抱えている課題については、共 並らに、検討会の中間とりまとめでは、「市町村で適切な立地を誘導すべき」との見 帰も出していることからも、市への計画策定権限の移譲は、貴省のコンパクトシティ 等の施策とも含数するものと考えている。 また、登録事務は、地方自治法に基づき、都道体展が係例を定めることにより所 解すれが処理することが可能とあるが、未課を建き録事務の移譲を求めるもので ある。	:

		<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
大阪市	8、名古屋市、東 1、伊丹市、萩市 区長会	○複数人で一団の生産緑地の認定を受けていた所有者のうち1名が死亡したため、買取申出がなされ行為制限が解除されることとなった結果、採りの部分についても、現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなくなったため、営農継続の意思があるにもかかわらず、生産緑地の指定が解除されることとなった事例がある。 ○周様の事例があり、平成20年度は14件(約5.510㎡)あった。 ○通連れ解除については過去に多数の事例があり、本年度もこれまでに1件の相談を受けた。相談を受けた地区は、相続により3名がそれそれ1筆プラを承継したが、その内1名に富農継続の意思が無く。主たる従事者死亡による買取申出を検討している。残りのと名には営農継続の意思があり、指定維持を希望しているが、2名が所有する土地の面積合計は450m/程度であるため、道連れ解除を防ぐ方法は無いかと相談を受けた。解除更やが緩和されればこのような生産機地を守れるようになり、悪地減少による防寒がした下の育能生を最小限に抑えられるなど、様々な効果が期待できる。 ○別26年度に1件の道連れ解除があり、14年度の指定以降で合計12件(約0.35ha)の生産緑地の道連れ解除が発生している。 ○農地の多面的機能は農村部だけでなく都市部でも十分に発揮されるべきであると考えます。特に、生産総地については、過密する空間の中で防災上においても必要な空間と考えます。農地は個人資産ではあるもの、都市部の土地価格は高性移しており、行政支援がなければ農地としての維持はもちろんのこと所有者の意に反して所有権移転されることが懸念されます。ご提案に賛同します。 ○道連れ廃止自体は発生している(平成26年 1件 約100㎡)	【全国知事会】 生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件 については、条例に委任する又は条例による 補正を許容するべきである。それまでの間 のいては、提案団体の提案の実現に向けて、 積極的な検討を求める。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な 検討を求める。	
仙台市県、横	ī、本庄市、鳥取 浜市	○登録審査の円滑化を図り標記住宅の登録を促進することを目的として、「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る審査基準」を策定連用している。現状、市町村では高齢者居住安定確保計画の法的効力がなく、登録基準の強化・緩和を行うことができず、「判断の明確化」と「お願い」「誘導」をする内容となっているため、審査基準の内容を拒否されることも考えられる。市町村策定の計画にも法的効力があり、登録基準の独自の強化、軽和を行うことができれば、市町村労運ましいと考えるが高しの供給を促進を数配を行うことができれば、市町村労運ましいと考えるが高しの供給を促進を数配を対しまた。人の力が認められれば、市町村による計画策定も促進されると考えられる。 ○市町村の町所で登録基本(例床面積25mは)上など)の強化・緩和ができないため、サービス付き高齢者住宅(サ高住)が建設費の面からリーザス付き高齢者向けを単立の登値については、本限でも地域を発性に影響が生しる。 ○サービス付き高齢者の日半年を必要値については、本限でも地域を対でしている。地域の実情に応じたサービス付き高齢者向け住宅の供給管理及び立地適正化のために、市町村独自の登録基準の設定が有効である。 ○中成24年3月に高齢を育性を変変値保計画を任意で策全は一定している。策定や見直しにあたって、現行法では、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の付加は果の計画に盛り込む必要があるため、県との調整を要するとともに、市町村計画の法的位置づけがなく実効性の担保の予値にあいる状況にある。高所得の高齢者向け、事産任の供務処産を図るためには、中所得の高齢者向けに変しやサービス費等の低減を図る付置を講する必要がある。また、市町村村が立地を備の方針や、契約の方針など地域の実情に応じた細やかな供給の方向性を計画に位置付けても法的拘束力を持たない状況と改善することで、上記中所得者向けの家賃・サービス費等の低減の取組など、地域の実情に応じた登録基準の策定も可能となる。	【全国知事会】 関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手 等ピ方式による検討を求める。 【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい、ただし、広 対象のが必要な介護サービ スの提供に係る人材確保等について配慮が 必要である。	回としても中国村が任息に高齢有店性女足健康計画を束定することを推奨しているとこう。別えて、他追称系が束足する 高齢者居住女定確保計画による委任を受け、市町村も登録基準の強化・緩和を行っているという実態を認めるのであれば、市 現代はおよけかにまたが、リナにラストラにする「利力を対している」という実態を認めるのであれば、市

	损	是案区分	- 柳東東西		制度の所			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解			
管理番号	区分	分分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	管·関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
2:	B 方 5 方 制 緩	対 医療・ 規 福祉	者向け住宅の要件	既存の空き家をサービス付き高齢者向け住宅として有 効活用できるよう、立場の 数活用できるよう、立場の 乗り中ビス提供 者の常駐場所の要件等の 緩和を求める。	(制度改正の必要性等)	高齢者住まい法 (高齢者の居住 (高齢者の居住 関する法律)施 (行規則第11条	厚生労働 省 国土交通 省	関連 (共京県 東山県 東山県 東山県 東山県 東山県 東山県 東山県 東山	○本提案内容は、サービス付き高齢者向け住宅におけるサービス提供者の常駐場所を、地域の実態に即して、建物だけではなく車で移動する場合も認めるべきという。 ○国土文通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則等19条に基づき、都道再県が定める高齢者居住安定確保計画において、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の一部を強化又は緩和することが可能であることから、各地方自治体の判断で認めることは、現行制度上可能である。	高齢者居住安定確保計画に記載することで、登録基準の一部を強化又は緩和することが可能ということは理解するが、各地方な法面体の完全に自由な裁量により 経知することができると考えてよいか。(例えば、一つの市町村全体を包含するような距離を設定するなど事実上国が定めた距離要件を撤廃するような規定も可能なのか。) 仮に可能とするなど事実上国が一律に距離基準を定める意義はなくなるが、これに対し国が「望ましい基準」などを示し、地方の裁量の範囲を限定するようなことがないよう、責任ある回答を求めたい。	
290	B 対に う す 制 緩	対 医療・ 規 福祉	者向け住宅の整備 促進に向けたサー	既存の空き家をサービス 付き高齢者向け住宅として 活用する際、サービス提供 者の常駐欄については、 歩行距離で500メートル以 内で500メートル以 は空き変が過程する場所とあって は空き変が過程する場所も あることから、車で約10分 程度まで拡大すること。	本県の但馬や丹波地域等のように空き家が点在する地域においては、歩行距離で500メートル以内にサービス拠点を設置することという要件があるため、空き家を活用したサービス付き高齢者向け住宅整備の支障となっている。空き家が点在する郡部においては、移動は車が中心であるため、徒歩での巡回に代わり、車での移	高齢者の居住 の安定確保に 関する法律施行 規則第11条第1 項	厚生労働	兵庫県、和 歌山県	〇サービス付き高齢者向け住宅におけるサービス提供者の常駐場所については、これまで、「同一敷地又は網接する土地」に限定していたところであるが、空家を活用したサービス付き高齢者向け住宅の供給促進等の根点から、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第11条を改正し、平成27年4月1日より、当該索駐場所の範囲を「近接する土地」まで拡大したところの「近接する土地」の範囲については、国土交通者・厚生労働者関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」、「早の変27年3月1811へて、「歩行距離で概ねち00m以内に存する建物とする」皆通知したところであるが、当該通知は、地方自治法第245条のは基づく技術的的宣であり、近接する土地の具体的解釈は登録性の判断に委ねられているものである。 「設する場合・原生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第15条に基づき、都道府県が定める高齢者居住安定確保計画において、サービス中では高齢者の計算に表することも可能である。	が地域の実情を踏まえ、近接地の範囲を判断できることは理解した。 なお、高齢者居住安定確保計画に記載することで、登録基準の一部を強化又は 緩和することが可能であるが、各地方公共団体の自由な報量により緩和することが	k
5:	B 方 す制制 数 1 に る	対 土木・ 規 建築	ン面的利用時の廃	平成23年3月25日付け国 交省通知(技術的助實第)及 び建築基準法第52条第52条 4項第1号の野可準則にお いて、廃熟の供給側である コージェネレーション設備で けでなく、廃熟を別離納で 利用する場合的廃熱の受 人側設備と近て明記すること。	ルイーが率は約40%) 検数の施設でコジェネの廃熱を面的利用する方法は、省エネ・省CO2の観点から、今後ますます重要となる。分散型エネルギーのコジェネを効率的に利用するが かいには、コジェネからの電気・熱を面的に利用する必要があり、そのためには受入 先のインセンティブも必要である。(廃熱の供給側であるコジェネ設備については、 容積率制限の特例が認められているが(上限は基準容積率の1.25倍)、受入側の 廃熱利用設備は明記されていない 参利用に分数型エルルギーの構築を進めており、コジェネを再生可能エネル ギーとともにその重要な柱として位置は、オリニン・とつなり、当該通知及び建築基準 ははないまする。	国年街第188 国平5日街第53年 日平5日付第53年 日東5日付第5第 日東5年	国土交通省	埼玉県	れらに類する部分の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大き い場合におけるその敷地内の建築物について、特定行成中が交通上、安全上、防 火上及び衛生上支牌がないと認めて許可した場合には、当該建築物の容積率を許 可の範囲内において緩和することができる。 また、当該計可に係る基本的な考え方を示した平成23年3月25日付け国住街第 188号国土交通省住宅局市街地建築課長通知(以下「通知」という。)及び通知に係 金建築基準法第25条第14項前、項の許可準則(以下「準則」という。」は、か方自治 法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であり、ご指摘のコージェネレー ション設備についても許可対象として例示しているところをい	建業課長通知(以下「通知」という。)及び通知に係る建築基準法第52条第14算第1 号の許可準則(以下「準則」という。)に明記されている「コージエネレーシュ設備」 として、許可の対象となることが示されたが、建築基準法第52条第14項第1号に記 載されている「同一敷地内の建築物の機械室その他これに競する部分の床面積上 いう文書から、ほとんどの自治体は別の敷地にある設備までが対象になりるとは、	文

	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
福知山市	既存空き家のサービス付高齢者向け住宅としての活用は、本市においても今後の課題であると考えている。	【全国知事会】 サービス付き高齢者向け住宅の登録基準については、地方分権改革推進委員会第2次数 告を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の 実現に向けて、積極的な終わを求める。 なお、所管省からの回答が「現行制度により 対応可能」となっているが、事実関係について 提案団体との間で十分確認を行べきである。 (全国市長会) 厚生労働省上の能である」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を 等関係について提案団体との間で十分確認 を対象が関係について提案団体との間で十分確認 なが、移動型の場合、事故発生時の迅速な なお、移動型の場合、事故発生時の迅速な なら、移動型の場合、事故発生時の迅速な ならいて検討する必要がある。	
福知山市	既存空き家のサービス付高齢者向け住宅としての活用は、本市においても今後の課題であると考えている。	【全国知事会】サービス付き高齢者向け住宅の登録基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容する、できる。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。なお、所管者からの回答が現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体の間で十分確認を行うべきである。 【全国市長会】 地域の特性に留意し、サービス付き高齢者向付宅のサービの習の低下につながることがないよう検討すること。なお、現行制度上可能という回答であるが、登録権者が明新する際の課題について提案団体との間で十分に確認を行うべきであるが、登録権者が判断する際の課題について提案団体との間で十分に確認を行うべきである。	
		【全国知事会】 所管省からの回答が「現行規定(制度)により 対応可能」となっているが、事実関係について 提案団体との間で十分確認を行うべきであ 名。 【全国市長会】 所管省からの回答が現行規定により対応可能となっているが、事実関係について提案団 体との間で十分確認を行うべきである。	

	提案区分	担由主任				制度の所			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
管理番号	区分 分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	管·関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
7	B 地 方に対 土本・ する規 制緩和	る定期点検の対象建築物・建築設備	よび第4項(昇降機を除く) の定期点検の対象建築物・ 建築設備について、法第12 条第1項および第3項同 様、特定行政庁が指定する	る。豊田市で100mを超える倉庫は、29施設8,568m存在し、安託資約100万円/3 年に加え、それにかかる人件費も必要となっている。	建築基準法第1 2条第2項、第4 項	国土交通省	豐田市	条第1項第1号に掲げる建築物等に限る。以下「公共建築物」という。)については、 水的られることから、同法第12条第2項及び第4項の規定により、不特定多数の者 が利用するものに限らず、公共建築物の全てについて、劣化状況の定期点検を義 勝づけている。 ご提案にある「書庫や防災倉庫等人の出入りが極端に少なく、安全配慮の必要性 が少ない用途に供されている」建築物であっても、終年劣化により倒壊や防火上の 性能が低下するなど危険な状態になる可能性があるこめ、こ提案のとおりに、当該 建業物を定期点検の対象から除外し、制度上劣化状況の最終を全く行わないことを 認めることは、公共建築物を利用する者及び公共建築物の周囲の安全性が担保されないことか。 しかし、ご提案の趣旨を踏まえ、建築物の用途等に応じた定期点検の頻度の緩和 等について検討を行うこととする。	てよいのではないか。 特定行政庁による点検対象の指定は地域事情等を鑑み指定しているため、一定 地域では建築主事を置ぐ市町村、置かない市町村、民間でその設定を同じにすべき と考える。市民(国民)にとっては同じ公共なので、主事を置ぐ市町村よりも置かない 市町村のほうか点(検対象の随血が限定されらることについて理解は得難し、限定 するとしても、建築行政に詳しい主事を置ぐ市町村の方を限定すべき。 特に倉庫については、社会環境の変化による既存施設の倉庫への用途変更、防 災意識の高まりによる防災倉庫の建築等により、市町村管理の倉庫は増える傾向 にあるため、倉庫に関しての法整備は課題である。別象第10(5)倉庫について、 全ての倉庫でなくとも、倉庫条を営む倉庫や大規模な倉庫等に限定することも検討	for local transfer of the first transfer of
19:	B 地 方に対 医療・ する規 福祉 制緩和	産後ケア事業の推進に向けた法別の 選当けの付けた法別の 各種規制の緩和	世田谷区の独自事業として 行っている産後ケア事業の 推進及び全国への改及を 目的として、現在法的な位 置づけのない産後ケアセン ターに児童地法等によるほ か、センター設定にあたって 障壁となる各種法規制(建 業基準法・のなる。 制緩和を行うことを求める。	「建築 でさの建築物の列率され いいるか、当区 でスさな副官を亡めの同地域に建 設できるかが判然としない。 ②産後ケアセンターが福祉施設としての法的位置づけを有していないため、旅館業 法の適用を受けることとなり、例えば、カウンターの幅に係る規定や宿泊名名簿の 備えが必要など、本来的には必要ないと考えられる設備基準を満たさなければなら	児童福祉法第6 条外33項、第 7条業基 48条第1項 48条第1項 第2 48条 48条 3 5 6 6 6 6 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8		特別区長会	ご指摘の産後ケアセンターについては、建築基準法第48条の許可の十分な実績がなく、明確な法的位置付けもないことから営業形態や建築物の利用状況が定まっ	今年度事業実施に向け取組んだ区において、既存施設での事業実施を検討した	± ±5

	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
大津市、福山市	〇提案されている豊田市と同様に不特定多数が使用しない倉庫等の業務負担に加えて、市営住宅の居室内部の点検について、プライバシーや入居者との調整の観点から点検の対応に困惑している。このため、豊田市が提案される「特定行政庁における定期点検の対象建築物・建築設備に関する規制機和「にたいて質同する。 ○定期点検対象となる施設に床面積が100mを超える倉庫が4施設あるが、利用者が少ない施設であるので点検対象外となれば管理コストの縮減を図ることができる。 ○床面積100m超の倉庫・車庫や同等の倉庫・車庫が存する建築物の点検を実施しているが、中には不特定多数の者が利用しない資材倉庫も含まれており、点検対象を整理する必要があると考える。	【全国市長会】 建築物の用途等に応じ、定期点検の対象と なる施設の面積を緩和するなど、提楽団体の 提楽の実現に向けた検討を求める。	
富山市、熊本県	〇現在、産後ケア施設のH29.4開業に向け準備を進めているところだが、当施設の法的位置づけが未整備なことから旅館業法の適用を受けざるを得ず、本来事業に必要のない設備等を配置せざるを得ないなど左記②とまったく同じケースとなっている。	【全国市長会】 各地域の事業の実情に配慮しつつ、産後ケ 予地域の法的な位置づけ等について検討す ること。	

	提案区分	提案事項				制度の所			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
管理番号	弓 区分 分野	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	管·関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
	B 地 56 する規和 建築 制緩和	公営住宅建替事業の施行要件の	公営住宅の建替えに伴う団 地の集彩化や廃止を計画 的かつ円滑に行うため、公 「現地変件」を緩和し、非現 地で法定建着等業が行える よう法改正を行うこと。	【制度改正の必要性】 本県の県営住宅は、小規模な団地が比較的多く、今後の世帯数の減少、コンパクトなま方づくり神維持管理費削減の観点から、老朽化した小規模団地については、用途の原止や中規模、大規模団地の建蓄えに合わせた集勢化を推進することが必。再編整備の前是となる公営住宅の建蓄事業を法定建替えとして実施するには、公理住宅法第2条第15号により拠歩要件を満たすことが必要である。法定建替えでは、公人居者に対して法に基づく明渡請求を行うことができるが、任意建替えではできない。本果では、平成37年次までに10団地を用途像止し、中・大規模団地へ集約する上別の表では、手現地での建替えを活ったができるが、任意建替えではできない。本果では、平成37年次までに10団地を用途像止し、中・大規模団地へ集約すると対して法に基づく明波計算を行うことができない。とかには、手現地での建替えを法定建替えとして実施できるよう現地要件を緩和することが必要である。【支障・野】任意建替えては法に基づく明渡請求を行うことができない。また、明波請求を行うない廃止予定には長期にわたる交渉が必要となる場合もあり、計画的な原地で集約化といった再議整備をスムーズに進めることができない。とか、は法に表別に力に対象が対象が表別、団地を原止するまで空き室が生じその分の家賃収入を得ることができない。とかに、少数であっても残人居者がよいる間は、建物の維持管理費がかかるため家賃収入と支出との均衡が図れない。【歴念の解消策】 入居者に対する明波請求は入居者の権利を制約するものであるが、公営住宅送等39~48条で人居者保護の規定に再入居の保護、仮住居の提供、移転料の支払等が整備されており、公営住宅建替事業のの、公営住宅といることが認められていると解すべきである。現地要件を緩和してもこれもの入居者保護規定が適用されるのであるから、入居者保護に欠けることはないと考えられる。	公営住宅法第2 条第15号	国土交通省		そもそも、公営住宅建替事業の施行に伴い、現に存する公営住宅を除却するために、事業主体は当該公営住宅の入居者にその明譲しを請求することとなっており(公覧住宅法第38条第1項)、公司第末を受けた人居者は、達やかに公営住宅を明け渡さなければならないとされている(公営住宅法第38条第3項)。公営住宅建等事業の「現地要件」については、仮に非現地建替えを認めたり場合、従前の居住地とは別の場所に、責めに帰せられるべき事由のない居住者が、行政の市方的本判所のみで非自勢的に募析を表であられる結果となり、居住者の権利を著し、侵害することとなる。これを踏まえれば、公営住宅法第39条から第43条までし、侵害することとなる。これを踏まえれば、公営住宅法第39条から第43条までおた。現地要件を対策することは不適当である。なお、公営性を20末期地建替えを行う場合に財政支援することは可能であり、その点は平成27年1月30日付け住宅局住宅総合整備課長通知にて明らかにしているところ。	公営住宅の建替事業は、事業の公共性が高く、その画一的かつ迅速な事業の実 能が求められるため、当該事業に伴う明護請求を特別に法で定めているものであ る。他方で、入居者の居住の安定を確保するため、建替後の新しい公堂住宅への 再入居の保障、家賃の激変延続れ、仮住居の保障等の規定を置き、公営住宅建替事 業の円滑な実施と入居者の保護の請和を図っている。(逐条解説公営住宅法)に でく事業であることに鑑か、環境前来を付しても入居者の権利を著し(後書すること とにはならないと考える。 また、公営住宅は税金により整備されており、入居や低廉な家賃について特別な また、公営住宅は税金により整備されており、入居や低廉な家賃について特別な	ξ.
3	B 地 対 は対 土 木・ する規 建 制緩和		の収入として定められてい る(令第9条第1項)収入基	[制度改正内容]公営住宅法施行令第九条を「法第二十九条第一項に規定する政令で定める基準は、三十一万三千円以下で事業主体が条例で定める基準とする。」 「改正する。」 「支連事例]公営住宅に入居後、収入が増加しすでに低額所得者とは言えななったものが、依然として低寒質で公営住宅に入居している。本市の平成26年度の状況は、明波努力義務が限せられている収入超過者219名(全体の12.33%)が引き続き入居しており、入居特機者自は285名に及んでいる。 (制度改正による効果)基準報を288.000円とかけ場合、219名のうち40名が高額所得者になり、住宅の明選を請求することができるようになる。40名を退去させることにより、特徴している仕に困窮する低額所得名の人居が可能となる。10制度改正の必要性力人居者資格を有して公営住宅への入居を希望しながら入居で考な近低所得者がいる一方で、収入超過者が入居、続け、その公平性、的確性に問題が生じている。したがって、収入超過者が入屋、続け、その公平性、の値性に問題が生じている。したがって、以及居場合が入屋、続け、その公平性、の値性に問題が生じている。したがって、以及活場を入屋、程を保のしやすさや空き家状況など地域の実情に合か上高額所得者の収入基準設定が必要と考える。 「国の各種施策との財産が、日本・経入により、公営住宅の入居に関する収入基準について条件を併めまされた。未提案はこれに続いて明度、請求の基準も条例委任とすることで、さらなる自治体の自主性の強化と自由度の拡大をはかり、地方分権を進めるものである。	公當住宅法第2 9条	*	豊田市松山市	安かのる。	本市では、毎年度多くの入居希望者の申し込みを受けており、生活が苦しく、公営住宅に入居を希望しながら入居が付わない世帯がいる一方で、民間賃貸住宅に入居できる収入がありながら公営住宅に居産り続ける世帯がおり、支援のミスマッテが生じてしまっている。このような状況は公営住宅を管理する他の自治体でも起こっていることであり、昨今における公営住宅の選続は、戸建で住宅の取得だけでなく、退去後における高額所得者の住まいの選択肢は、戸建で住宅の取得だけでなく、民間賃貸住宅の入居も該当すると考えており、高額所得名の明確収入基準は民間賃貸住宅の家賃相場やストック状況に応じて定められることが望ましいと考えている。	

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
におい、昔日中中、米 〇年 忌煙音 たては太正瑩 ノン明成師不さ1 プレニかできないため、土八店 目の物質には交別に47に句文がかか女とは句場自ものり、計画的は 一章 毎日 自一表により はいっと 再編 しかま いんまんしいっと 再編 数据 フレーディー 本め こしょく ボスキャン・	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な 検討を求める。	○現在、立法時には想定されていなかった人口減少社会が到来し、公営住宅の建替・集約化の必要性が公共の観点から高まってきている。 ○さらに、公営住宅は、低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を提供するという公共目的を有するものであり、民間住宅とは異なる性格を有している。 ○以上を踏まえると、非現地建替えにおける明波請求の可否については、民間住宅と同列に考えるのではなく、公営住宅の性格、建替え・集約化の公共的な必要性等を踏まえ、公共政策的な観点から、別の判断が可能なのではないか。
〇公営住宅の公募状況をみると明らかに応募が集中する比較的新しい住宅と全く応募がない老朽化した古い住宅にわかれ、比較的新しい住宅に全体の3割程度しかなく供給が不足している。また、高額所得者は毎年1.2名程度であるが、収入超過者は60人程いる。しかし、収 信機手市、天童市、長野 人 長週春に対い明波議群が出来ないので、住宅に困窮して待機している入居希望者の支衛になっている。 (人) といる人居の (人) といる人民の (人) といる (人) といる人民の (人) といる (人)	公宮は上もの明成し雨水に除る収入金年については、地方分権改革推進委員会第2次前 告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条 例による補正を許容するべきである。 (全国市長全) 提案団体の提案の実現に向け、地域の実情 になじた収入基準の設定などについて積極的 な検討を求める。	

	提案区分	All playing vir.				制度の所			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
管理番号	区分 分	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	管·関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
18	B 地 4 方に対土主葉 計級和	基づく改良地区 定及び事業計画	計画の決定に当たって、市にが申出をする場合は都道旅 県を経由しなければならな のいが、経由する時間の短縮 化、事務の効率化のため	この手続きにおいても、改良地区の指定の申出の際と同様、都道府県を経由する 必要があり、都道府県における内部の事務処理に2~3週間を要している。 指定都市が都道府県に申し出る手続き、都道府県が国に申し出る手続きを踏む 必要があり、事務に無駄が生じている。 (なお、都道府県とは必要に応じて、事前協議等を行っている。)	住宅地区改良 法第4条第2項 及び第5条第1 項		京都市	住宅の解消に努めるべきことから、都道府県は、住宅地区改良事業を施行する市 町村に対する補助金交付者である(同法第28条)とともに、住宅地区改良事業に関 して市町村に対し技術的提助を行う者でもある(同法32条)とされている。 このような事情に鑑みれば、国土交遣大臣が住宅地区改良事業を施行しようとす る者の申出に基づき改良地を指定に(同議第4条第1項及び第2項)、及び施行 者が事業計画を国土交通大臣に協議する(同法第5条第1項)に当たっては、都道 府県としても改良地区の範囲や事業計画の内容について把握してお必要がある。 したがつて、御提案のような住宅地区改良法の改正を行うことはできない。	ること、③都道府県が住宅改良事業に関して市町村に対して技術的援助を行うことか、都道府県社の食地区の範囲や事業計画の内容について把握しておく必要がある。ということを理由に、改良地区指定及び事業計画の決定において都道府県を経由する必要がある。というものであると理解する。回答のとおり、確かに都道府県も改良地区指定及び事業計画について把握しておく必要はあると考えられるが、把握するという目的を達成するためには、改良地区指定及び事業計画の決定後に、市から都道府県に対して申請書類の号と提供することなどでも対応可能であり、必ずしも改良地区指定及び事業計画の決定において都道府県を経由する必要があるという理由にはならないと考える。事務の間略化と手続きに要する時間の短縮のため、適切な措置を講じることを求める。	<u> </u>
22	B 地 土 大 建 土 大 建 学 制 緩和	一部入居者の公・ ・ 営住宅の収取 ・ 管信さいで ・ 管信さいでする ・ でする ・	いるが、生活保護受給者等 については、申告がなくても 認 事業主体による職権認定を	成るものであるか、公呂住宅にあいては人店の中込みの際から、返去しない限り限 魔た支援の住宅に継続して民住する音用を持っていると推定されることがに 一部	公営住宅法第 16条第1項	省	歌山県、鳥	一部入居者の公営住宅の収入申告における職権認定の可否について、職権認定 を認める場合の要件等を検討するため、都道所祭・市町村における運用状況・実態 の調査等を行い、その結果等を踏まえ、今後検討していく。	社会的弱者への対応の視点から、一律に申告主義を当てはめるのは酷な者もいる と考えられるため、制度改正の前向きな検討をお願いする。	

	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な 検討を求める。	
市、天童町、埼玉	○入居者は収入申告が未提出のため、文書や訪問により面会を試みるが単身高齢者で精神疾患を持っており、全く折衝することができない、そのため、近傍同種家党となり、家党その他、公共料金が滞納に陥っている状況である。 ○生活保護を受給していれば収入申告の必要がないと思っている受給者もおり、何度収入申告を催促しても提出されないケースが毎年多々ある。 ○生活保護者や認知症患者、精神障害者等からの収入申告について、申込書や添付書類の提出催促等に多くの時間と労力をさいており、また。そのような者に対し近傍同種家資を試課しても単に滞納家資が増えるばかりで、かつ、支払い能力や生活再建等に配置し明け渡し請求る未免棄的にしまない状況がある。 帯広市、苫小 〇生活保護受給司について、申告審意のケースが発生している。平成26年度の収入申告において、生活保護世帯は全2.496世帯であっ 命湖町、標手、たが、そのうち16世帯が最後のケースが発生している。平成26年度の収入申告において、た活保護世帯は全2.496世帯であっ 市、真室川 担しなければならななり、海納等のトラブルにつながるケースが発生している。こうしたことから、生活保護受給者を収入については、本果、大和市、人からの中告がなくても事業と体側で職権歴史することが可能となるよう知度改正を求め、生活保護受給者等の収入については、本事務の創設として収入申告の申告希望期限までに申告されない入居者がいるため、後日、収入を申告するよう智保する事例が発生しており、公営住宅は、低所得者に対し、住宅セーフティネットとして提供していることを考慮すれば、生活保護受給であが、収入申告を忘れたことにより、近傍同種家資を設定され、住宅技助費の額以上の住宅使用料(家資)を負担しなければならなななるのは、公営住宅法に強力と同じました。生活保護受給者の方は、住宅使用料算定の為の収入申告書を生活保護受給の為の収入申告と記される。人生活保護受給である入居者が、収入申告を包含ことにより、近傍同種家資を設定し、滞納及び明波請求につながった事例がある、福祉事務所と協力、収入来申告者に対し、指導を行っているが、今後もこのようよう事例はありうると思われる。生活保護受給者等の収入変動がない入居者に対し、収入事中告者に対し、指導を行っているが、今後もこのようよう事例はありうると思われる。生活保護受給者等の収入変動がない入居者に対し、北等を行っているが、今後もこのようよう事例はありると思われる。生活保護受給者等の収入変動がない入居者に対し、東来主体側で職権認定できるようになることは、望ましいと考える。	入居者からの収入の申告の方法について は、地方分権改革推進委員会第2次勧告の 趣旨を踏まえ条例に委任する、又は条例によ る権正を許容するべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の 実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な 検討を求める。	○職権認定又は代理申告を導入する制度改正に関する都道府県・市町村の運用状況・実態調査等を踏まえた検討状況について、中間報告を示していただくとともに、今後の検討スケジュールについても具体的に示していただきたい。 つマイナンバー制度の導入により、事業主体においてマイナンバーを利用して収入状況を容易に把握できるようになることから、生活保護受給者や認知症患者に限定することなく、入居者全体について、毎年度の収入申告を不要とすることはできないのか。

	提案区分	提案事項				制度の所			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
管理番号	区分 分野	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	管·関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
22	B 地 方に対 土木・ する規 制緩和	一部入居者の公 営住での収入申 信において代理申 告を可能とする	公営住宅法第16条第1項 において、公営住宅の入居 者全員について収入申告 が義務づけられているが、 今後急増すると思われる単 身の認知症患者について、 本人からの申告によらず、 市町村長等による代理申告 が可能となるよう、制度改 正を提集する。	康な家員の仕毛に継続して店仕する思思を持つていると推定されることから、一部 1 民主に対し気をの中華も免除する会場はなると考えてもる。一ちての学は立に	公営住宅法第 16条第1項	省	京開連県栗県県 京都西広、兵和島徳 京都西広、兵和島徳 東東県 東東県 東東県	一部入居者の公営住宅の収入申告における代理申告の可否について、代理申告の主体の範囲等を検討するため、都道府県・市町村における運用状況・実態の調査等を行い、その結果等を踏まえ、今後検討していく。	社会的弱者への対応の視点から、一律に申告主義を当てはめるのは酷な者もいる と考えられるため、制度改正の前向きな検討をお願いする。	
28	B 地対 土木染 対理 報報和	公営住宅の目的 外使用制限の 緩和	公営住宅の目的外使用の 対象となる社会福祉事業等 は、グループホーム事業等 が認められているが、対象 事業に老人福祉等の条の 足に規定する「小規模多機 能型居宅介護事業、等を追 するよう規制を緩和するこ と。	兵庫県では、今年1月に、入居者の高齢化率が44%を超える災害復興県営住宅の動物内に「小担境を機能刑民党会議事業所はオープンさせたが、関からは、併	公営住宅法第 45条第1項の事 案等を定める 令第1条、第2条	価少	76.1.1E D	公営住宅制度の趣旨・目的は「住宅に困窮する低額所得者」(公営住宅法第1条)に対して「低廉な家賃で」住宅を賃貸等することにある。現在、目的外使用の対象となる社会福祉事業寺とにグループホーム事業等が規定され、公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令第1条)、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著して実際のない範囲内で国土交通大臣の不該を行うことが明子されている(公営住宅法第46条第1項)。さらに平成6年8月30日付け建設省住宅局長通知において、こグループホーム事業等については、事業主体から地方整備局長等への事後報告により、国土交通大臣の「承認」があったものとみなされており、国土交通大臣の「外別・カーナーのでは、実際に当該公営住宅に入居する者であること、またその入居者は「住宅に困窮する低額所得者」である場合が多く、公営住宅制度の適告 目のとの親和性意いたかである。 御提案の「小規模・機能・型居宅・従事業」は、実態面であくまで「通い」を中心(厚労省作成資料による)とし、それに随時訪問や宿泊を組み合わせてサービスを提供する事業とされていることから、公営住宅をして1使用する事業ではなく、公性宅制度の適能・目的とは異なるものであるため、グルーブホーム事業をと同様なる、提案回覧・目的とは異なるものであるため、グルーブホーム事業等と同様に扱うことはできない。公営住宅制度の登録・目的とは異なるものであるため、グルーブホーム事業等と同様の表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が	国交省は、本年度「少子化・人口減少に対応した地方創生施策の推進」において、既存の住宅団地の建て替えを機に、福祉施設や医療施設等の整備を進めるスマートウェルネス住宅の実現に取り組んでいるほか、UR団地内に医療・福祉・子育で支援施設等の誘致を推進している。 本果では、災害復興公営住宅に地域住民との交流拠点としてコミュニティブライン支援施設等結合の見守いや自立支援の拠点となってきた。公営住宅の入居者の高齢化が急遽に進むなか、介護や食事の手強などの生活支援は、安心して住み続けるために必要不可欠である。小規模多機能型居宅介護は、「通い」「訪問」だけでなく、「泊まり」を組み合わせたサービスであり、既存ストックの有効活用や公営住宅の福祉拠点化の趣旨に沿ったものと考える。	rs E

	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
牧市、洞爺湖町、横 市、天童市、郡山市、 埼玉県、春日部市、	ついて、本人の申告ではなく市町村長等による代理申告が可能となるよう制度改正を求める。 〇市で当初設定した収入申告の申告希望期限までに申告されない入居者がいるため、後日、収入を申告するよう替促する事例が発生して サント・東京県の増生されている。東京では、単島の音楽を出来が増加しており、本後は関節点を集ることにより、即は中生を答ることが開	趣首を踏まえ来例に会任する、又は宋例による補正を許容するべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の 来用につけて、特殊のかを制まれる。	〇職権認定又は代理申告を導入する制度改正に関する都道府県・市町村の運用状況・実態調査等を踏まえた検討状況について、中間報告を示していただくとともに、今後の検討スプシュールについても具体的に示していただきたい。 マイナンバー参加関ルでは、より、事業主体においてマイナンバーを利用して収入状況を容易に関できるようになることから、生活保護受給者や認知症患者に限定することなく、入居者全体について、毎年度の収入申告を不要とすることはできないのか。
		【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。	

	提案区分					制度の所			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
管理番·	区分 分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	管·関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
21	B 地 9 方に対 する規 強 制緩和	特別賃貸県警住 宅の入居促進を図 る制度要綱の改正	入居率の低い住宅を低額 所得者向けに提供できるよう用途変更、公置住宅に、準じて円滑な入居促進を図 れるよう、地球屋良賃貸生宅制度更綱第2条16号に監 載する公営型地域股長賃貸貸住宅以供税型の戻 賃住宅(公共別賃知等での 頭に通知率での 明文化を求める。	」の用述変更か可能かどうか明確でない。そのため、用述変更後の地域特別負責性	地域優良賃貸 住宅制度要綱2 条10号	省	兵庫県、鳥 取県、徳島 県、関西広 域連合	地域特別賃貸住宅は、地域優良賃貸住宅制度要綱附則第3項により準用される同 要網第17条第4項第7号に基づき国土交通大臣等の承認を受けることで、用途変 更のために地域特別賃貸住宅の廃止を行い、公営型地域優負賃貸住宅(公共供 給型)へと用途変更することが可能である。 また、(用途変更変の)公営型地域優負賃貸住宅(公共供給型)については、公営 住宅等ストック総合改善事業により、個別改善事業、授規増改善を除く。)の対象と することが可能であり、御提案については担づ制度で対応可能である。 なお、御提案については「現行制度で対応可能である」旨を提案団体に対して、内 関府地方分権改革推進室を通じて既に回答済みであり、重ねて通知等を発出する 必要はないと考える。	現行制度で対応可能である旨は理解した。 しかし、地域優良賃貸住宅制度要綱第2条の公営型地域優良賃貸住宅(公共供給 型)の定義に、「公営型 地域特別賃貸住宅」の記載がないため、所要の整備を求め る。	
34	B 地 カに対対 する規 対緩和 制緩和	地方公社が賃貸する住宅の賃借人に関する要件級和	賃貸住宅の賃借人の資格 に学校法人を追加すること	このにが、同来第一等における良管人の負債に子校法人等を加え、子校法人等が 契約名義人として公社との間に賃貸借契約を締結することを可能とするとともに、同 条第3号の規定を削除するよう提案する。	地方住宅供給 公社法施行規 則第13条第1号 及び3号	省	県、徳島	地方住宅供給公社が賃貸する住宅の賃借人に関する要件緩和の可否について、 御提案に対応した場合における地方住宅供給公社の連用への影響等の調査等を 行い、その結果等を踏まえ、今後検討していく。	国土交通省による調査等を早期に実施されるとともに、その結果を踏まえ、提案事項に係る所要の改正を、お願いしたい。	

	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
東京都		【全国知事会】 所管省からの回答が「現行規定(制度)により 対応可能となっているが、事実関係について 提案団体との間で十分確認を行うべきであ る。	
		【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。	

	提到	区分					制度の所			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
管理番	号区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	管·関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
	Bith	土建本木築	社会資本整備総合 対合ので で で で で で で で で で で で で で で で で で で	社会資本整備総合交付金 について、次年度以降にお ける交付限度額の増額交 付度間調整等 付度間調整等 機和を求める。	当市では、今年度、交付金内示額が要望額を大きく下回り、約33億円もの既決予算(歳出)が執行停止となり、その影響によって小学校通学路の安全対策、公営住	秘古文刊亚文	国土交通	長岡市	過額を控除することを認めることにより、地方公共団体の機越や返還に係る手続に 係る負担の軽減を図るものであり、ご提案の「増額調整」はこの制度趣旨とは異な るものである。 〇 また、社会資本整備総合交付金は、国庫補助金として、国としての政策上の必	〇御回答の考え方は、概ね理解しており、現行制度では、逆年度間調整はできない。 〇制度は、計画的投資事業であり、地方にとって計画的に進めてきた事業の中止は難しい。そのため、ニーズや大きな政策課題に対応した予算措置については、引続き御よ力を開始してい。〇社会資本整備総合交付金制度は、地方の裁量の向上や事務長地の制度と評価しているものと理解している。地方創生の必要性が問われている中、制度の進化を期待して提案を行う。〇別設状況が厳しい中、今後も今年度と同様に厳しい配分の傾向が続くことを懸念している。 のより具体的な提案は、別紙のとおり。制度改正を伴うが、これにより、地方の予算が国の予算に左右される大きな課題は解消されると思料する。 添付資料(別紙1-1及び別紙1-2)	

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
○社会資本整備総合交付金事業にかかる実質的な設度率は低下の一途をたどっており、要望額の2分の1程度の交付決定しか受けられて、 うとは食べきを整備総合交付金叉付業制が成正され、都市得5を維持計画率業に関する事業の支援対象やハコモノ高火都市投設・誘導診断を発する。 の社会資本整備総合交付金叉付業制が成正され、都市得5を推計である。 対象がある。	では、 は、 は	

	提案区分		An electricate				制度の所			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
管理番	号区	分 分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	管·関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
1	B : c る る も	対 土木・規 建築	砂防関係事業の 構造協議の緩和	防事業を実施するにあた り、着手前年度に全体財産 り、着手前年度に全体財産の 投入地域の配置の をでは、 をでは、 ・ 平成と4年度からは、事業 着手後に、えん短の配置の ・ 平成と4年度からは、事業 着手後に、えん短の電池であった。 ・ 平成と4年度からは、事業 ととなり、記録に高いすることとなり、記録に時間を要し、事業 から協議に時間を要し、事業 る。 このため、事業着手後の構	Jンにし、自然で、人の途のし、法で構造によい。「自動的の特別協議を組合と表地に上、 が、構造協議に向けた資料作成、国機関への出張等、総滅が可能であったと思われる日数が、1週間程度あったと考えている。また、協議に必要な図面等の資料に ついては、作成基準が示されていないため、資料の精度の判断に迷う場合がある。 【懸念の解消策】 構造等に関する収取技術基準は、国基準に準拠して作成されており、構造等の決定に関する協議の簡素化は可能であると考える。(ただし、協議廃止ではなく、簡素 に思けるのはは、事業の約9年を持ちたでは、それを は、事業の約9年を持ちたでは、インドラート	砂防法施行規 程第8条の3 平成24年6月18 日付は十事務連 名水管 砂電・国工部等 経 受理・国工部等 全 登 開 発 配 関 の 関 の の の の の の の の の の の の の の の の	国土交通省	岐阜県	提案を踏まえ、協議が円滑に実施できるよう、最低限必要な資料を明確にし、都道 府県に通知することを検討する。	構造協議の簡素化が着実に実施されるよう、対応願いたい。	
1	B 方で 8 割 割 割 割 割 割 割 割 割 割 割 割 割 割 割 割 割 割		水防団の所掌事務及び公務補債の範囲拡大	の大規模災害では事前準 機士初勤対応重要であり、水防団の組織力、まか 能力等を十分に活用した。 一个では、水防団の組織力、また。 、水防団のの組織力、また。 、水防団のの所で事 、、消防団のその「平成第 、、消防団信託第1号。 、12年消防3号、業務に「大起と で、)、第4号等の災害の予 、 、一、第4号等の災害の予 、 、管板、防御するよう法的務 を位置付したりまた。 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	岐阜市のように水害の多い地域では、水防事務に専任する「専任水防団員」を多 (置き、対応に当たらざる各様ない)・岐阜市では、29水防団 1613名がいる。)。 消 防事務を兼任することも可能であるが、それでは十分な水防事務を行うことができ ないジレンマがある。 今後、南海トラフ巨大地震が危惧されるが、消防団の活動のみでは十分な事前準 備を進めることは難しい、また、そのような大規模災害が起こった場合、市民による 「自助」「共助が不可欠となるとこる。これを主導し、支援するための「公助」また 不可欠となる。 消防団員の人数を考慮すると、消防団のみでは十分な「公助」を行う とができないことは明らかである。 【制度改正(案)】 そこで、同じ地域の防災組織である水防団の組織力、救助能力等を活用すべきで ある。水防団は、市民からの信頼・期待が高く、また、それに応える能力も十分に備 えている。 水防法その他水防事務に係る関連例規においては、水防団の事務を水防事務に 限定しているため、消防団の所業事務の一節を水防団においても行えるようにし、 災害対策、救助活動等の不業事務の一節を水防団においても行えるようにし、 災害対策、救助活動等の不実事務の一節を水防団においても行えるようにし、 災害対策、救助活動等の不実事務の一節を水防団においても行えるようにし、 災害対策、救助活動等の不実事務の一節を水防団においてもは災害に	条、第6条2項 災害対策基本	総務省、国土交通省	岐阜市	消防団は、「国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は 地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による城害を軽減するほか、災害等によ る傷病者の数送を適切に行うこと(1)情知機 は 第1条 (2) 乗の機 及しており、水防の任	専任水防団の必要性については、本提案で説明したとおりである。 水防事務を担う人材・組織を確保しなければならない中、水防事務のみを行うことを 条件とすることで、何とか水防団への入団者を確保しているのが現状である。その ため、消防業務を兼任させることが難しいことを理解されたい。 資金の1次回答では、「水防団を市の条例等により補防結機法上の組織として位置 付けることを提案される。 しかし、大規模と書時において教助に関する業務を行うとしても、日常業務として水 防業務のみを行うのであれば、組織の性格上、水防法上の水防団として位置付ける したもるべきものであると考える。むし、組織の性格上、水防法上の水防団として位置付ける ら部分ではなく、所掌事務の一部を追加することを求めるものである。 初かる理由により条例によって水防団を指向組織上の組織として位置付けること は、地方自治法第14条の規定に反し不可能ではないかと考えるが、仮に可能であ るとすれば、その根拠とともに通達等で示されたい。	
	′ する		下水道管渠の更 生工法に対する交 付対象条件の緩 和	要求性能を満たしてるかの確認は、日本下水道新技術	ていて、個別協議の128の以真朴を下級は、協議を批解してい、「言さま史土」広、 おける設計・施工管理ガイドライン(業) [1日本下水道協会)の要求性能と自む管の 製管工法の性能比較を特に求められ、項目毎にガイドラインと建設技術審査証明と の比較を行い、評価方法の検討や根拠資料の作成等、個別協議が終了するまで 多大な時間を要した。 (制度改正の必要性) 下水道管集の国庫対象となる更生工法については、事務連絡「下水道管きよの更 は下法に「多な機に脚末るなせが着の深まについてはよりましましている。		国土交通省	福井市	ご指摘の「建設技術審査証明」は工法もしくは材料等が開発者が定めた水準に達しているかどうかを審査するものであり、交付金の対象として国が求める性能を担保するものではないことから、別途個別協議を必要としている。 なお、「管きま更生工法における設計・施工管理ガパテクレ(楽)」は、技術の進展などを踏まえて、適宜改定を行っていることから、現在対象外の工法についても、技術が確立されたものは、順次適用対象とする方針である。	①建設技術審査証明は、権威ある学識経験者による委員会を設置し、国土交通省並びに関係各機関のニーズ及び国等が定める技術指針に照らし、公平かつ公正に審査されたものである。建設技術審査証明事業「下水道技術」実施要機第4条二号による技術連成型は下水道機構が示した蓄査基準等の確認条件を満分す技術であり個別協議を不要とすることができると考えられる。また、実施要網第4条一号による開発目標型は、「管きま更生工法における設計・施工管理ガイドライン(条)」に項目がなく開発者が定めた水準を審査している。しかし、交付金の対象の実績も多数あるため個別協議を不要とすることができると考えられ、併せて、事務手続きの蓄柔化をお願いしたい。②「管きま更生工法における設計・施工管理ガイドライン(条)」の次定は、適宜改定となっているが、技術の遺襲などを踏まえると、改定が追いついていないことから、技術が確立されたものは、関係各機関へ個別協議が不要とする旨の通知をお願いしたい。	:

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
福岡県 〇提案内容と同じ支障事例あり。解消策についても同意見である。整備局の構造協議に資する説明資料の作成等で日数を要するため進捗 が遅れる場合がある。		
水防団の任務の拡大については、水防法の目的に関わるため、当団体としても国に対して要望を行っているところである。(国は、「水防法の目的から、水防に係るにの以外の任務を追加する制度な定止は困難である。水防の範囲に含まれる任務の拡大については、引き機を検討する。」との見解である。なお、現行制度上、消防団が水防を兼任し、消防団として水防活動を行うことも可能との助害があった。) 当団体の専任水防団員数は、岐阜市を含めて2,345人(12541現在)で、大阪府、静岡県に次ぐ全国第3位の規模となっているが、公務の対象となる任務が限定されていることは、水防団員の確保対策としても課題となっている。	【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。	
洪松中、 ^{治泽中、 立橋} えられるが、 建設技術審査証明が取得済みの工法においては、協議にかかる時間と労力を削減するために、 個別協議の簡素化を要望す	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な 検討を求める。	

		提案	区分					制度の所			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
쓭	理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	管·関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
	70	B方すの制度 地対規和	運輸・	国有港湾施設の 他用途使用時の 国承認の一部廃 止	港湾管理者が管理委託されている国有港湾施設について、地域の活性化を目的としたイベントなどで使用する場合、港湾管理者の責任 数量に委ね、国の承認を不要とすることを提案する。	的に使用"収益に入れ他人」に使用"収益させる原には、国が実利者で走める軽減な場合を除る、国の承認が必要である(港湾法施行令第17条の4)。 地域の活性化を目的としたイベントなどで使用する場合には、地域における行政 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	港湾法第54条令 港湾法条64条令 港湾港湾港委託 基委託契約書	国土交通	富山県	「行んかく、旨任学記された国有を汚地配け、かく、本来の加速のよい及所が 行われる場合には、当該使用により施設機能に支障が生じないか、港湾施設の機 能維持に必要となる施設の維持・管理に支障が生じないか等、当該施設の本来の 用途や目的が妨げられないよう、国による承認に係らしめることにより、国が責任を せってお押さることは「ごよう」	「地域活性化を目的としたイベント」は、施設の改造を伴わず、一時的に港湾施設を 使用する場合がほとんどであり、また、港湾管理者が、当該使用により施設機能へ の支障や施設の維持・管理への支障をもたらすことがないかどうかを確認してい る。 国有港湾施設の管理委託契約書において、他の用途への使用であっても使用面積 が小規模な場合等は国の承認が不要とされているが、この承認が不要な場合とし て、「施設の改造を伴わず、一時的(例えば1日)に使用する場合」を加えていただき たい。	Line

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
 ○イベントでの使用を認めた事例はあるが、1日以内であり、国への承認申請までは行っていない。事務の簡素化を図るため、使用期間が短期間の場合は承認を不要とする改正を要望する。 	【全国市長会】 提案団体の意見を十分尊重されたい。	

	提案	案区分	An electricate				制度の所			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
管理番	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	管·関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
1	B 地 対		災害時における放 置車両の移動権 限の付与等	港道路の管理者に対して も、自ら立ち往生車両や抗 重車両の移動等を可能に し、やむを得ない限度での 破損を容認するを規定する はでいた放置車両の移動等で可能に し、たかまを容認するを規定する はでいた放置車両等の移動 る。 にいた放置車両対等の強化 がたが、被置車両対等の強化	人至約4mm/依保での制度が出て単生が無人、東火命の地域的次出回の中では収納 送基地にも位置づけられたふ頃を抱える極端がは、甚大が経言が規定される地域 への救出救助活動及びその後の被災者に対する緊急物資輸送等を円滑に展開す るために重要な活動拠点となるが、発災時、立ち往生車両や放置車両によって、緊 急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず災害応急対策の実施 に著しい支障が生じる恐れがある。	法第76条の4、		東京都	 ○ご提案の内容については、大規模災害が発生した際に臨港道路においてご指摘のような支険が生じる可能性があるのかどうかといった点や、現行法制度での対応の可否も踏まえながら、関係機関の意見を伺いつつ、災害対策基本法の改正も視野に入れて検討してまいりたい。 	臨海部には、大型船舶が接岸できる耐震強化岸壁を備え、東京都の地域防災計画の中で広域輸送基地に位置づけられた。頭があり、製出敷が語かಳ緊急物資接部隊の活動拠点となる。共東鉄は大阪に大阪電便日活動を開発してある復日活動を提出して、大阪電路では、大阪電路、大阪電路では、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、	1
	B 地 方方に対規 する緩和 制緩和	义进	自家用有價旅客 運送に係る有償の 考え方の見直し	等委託者が運送経費の全 超を負担して、サービスの 利用者から直接の負担を求 めない場合か必要となり、 通不便地域の共助による利 便性向上対策が進まない ため、有償運送に該当する として登録を要する事例の 見直しく有價運送に該当	遠路運送法第79条の規定により、自察用自動車は、原則として、有償の運送の用 に供してはなるず、災害の人か緊急を要するとき後略き、例外的にこれを行うために は、国土交通大臣の登録又は終可を受けるべきことが定められている。 個々具体的な行為が有償運送として、登録等が必要であるか否かについては、国 土交通省自動車交通局旅客課長名の事務連絡により、登録等が不要な場合の考 大方及びこれに該当すると思われる事例、有償運送に該当する無例等が示されて いる。 [こ支韓事例] 行政が即り組む「運送サビス利用者に負担を求めない)需要実証調査も有償運 はみれたかるため、海学が健康(こまりは解な来間である事態、対応策について会	道路運運送法 「道路運運送法に 「道路運送送又は 計計運送要と報 で で いて」 (旧18.9.29省付自 動を課長事 等務)	国土交通省	4 10 10 4	○平岡を使用し、美味・調査資付か「・運送軽貨の主報を含んであり、利用名から は一切の負担を求めない場合にあっては、現行においても道路運送法上の許可・ 登録を要さない運送の態様と考えている。 また、当該事業を利用者からの負担を求めず委託により行う場合であって、自治 体の保有する単両を使用そせ、受託者側においては運転や単両管理等その他一連 の業務を当該自治体の名により実施する時は、受託者側にとっては、単両の提供 を伴う運送ではないことから、運送行為とはなるないため、同様に道路運送法し 許可・登録を要さない運送の態様と考えている。	れらの資用が主観市町村によって開われ利用者からは一切の負担を水めない場 合 等いくつかの具体例が挙げられている。	

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
○舞鶴港は、海上自衛隊や海事関係機関の拠点にもなっており、地震など災害時に育後圏への緊急物資等輸送など、防災機能を有した洋濱である。そのため、被災時には迅速な対応による早期の機能回復が求められる。しかし、港湾内間連連路に改善室舎による車両があり、港湾管理者の判断により、直ちに移動できないのでれば、緊急車両の通行の助けなり、早時間の通行をは、早年になっていたが、大型では、大型を車両の通行の助けなり、早時間に大きな実際となることが見まれる。このとから、本程業は本席によっても有意なものと認かられる。公司時は、教急車両や総合支援物域の特徴のための道路としての役割を担っており、そのための通行を確実に係象する必要がある。公司時は、教急車両や総合支援物域の特徴のための道路としての役割を担っており、そのための通行を確実に係象する必要がある。公司時は、対象を単立や総合支援物域の検送のための道路としての役割を担っており、そのための通行を確実に係象する必要がある。公司権助と対象を検討を関係している。公司権助を対象を支援物域の体送のための道路としての役割を担っており、そのための通行を確実に係る対策の実施に著しい支限が生る表し、の有効・ラン地電では急力な対象である。公司福岡市地域防災計画及び福岡南洋教授を必要とある。○1福岡市地域防災計画及び福岡南洋教経統計画において災害時に下記業務を行うように定められており、支障となる車両があれば移動等を行う必要がある。福岡市港海高速投班の事務分学 フ港湾地区に係るの後担告を(報書箇所の応急復旧・係者・個別では、日本の地の地のでは、日本のは、日本の地のでは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な 検討を求める。	O「首都直下地震緊急対策推進基本計画」(平成27年3月31日間議決定)等の各種計画における臨港道路の位置付けを踏ま え、港湾管理者による放置車両対策の根拠を収益する基本法に位置づけることで、臨海部における発災後の迅速な道路で開、 の上記をは別に、最適な必称道、漁港道路についても同様に、それらの管理者による放置車両対策の根拠の災害対策基本法での 位置づけを検討すべきではないか。
豊橋市	【全国市長会】 提案の趣旨を踏まえ、登録の簡略化を含め、 検討を行うこと。	

提案	区分	10 do ±				制度の所			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
管理番号 区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	管·関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
B 地 方に対 171 する緩和 制緩和	辰未	農事組合法人が 行うことができる事 業種類の拡大	できる事業種類に、地域に 密着した「生活サービス事 実を加える。(株式会社へ の組織変更不要) また、農事組合法人が自家 第用有償格で達送人が行う とができるよう、道路運送法 上、別制緩和を求める。 ※地域に密着した生活サー	株式会社に組織変更すれば、農業と生活サービス事業を併せて行うことが可能と なが、手続きの複雑さに加え、農山村業をの実情に適した、構成員が平等に発言 権を有する一人一票制の維持が困難(農事組合法人が同額出資ではない場合が 多い)となるため、多数の組合員の合意には、影大な労力と困難さが伴うことや、法 本事実に従事した程度に応じて配当が可能な「従事分量配当」ができないことなど、 株式会社にはない農事組合法人なっではのメリットが損なわれることとなるため、 サービス事業多人を検討する上で大きな障害となっている。 また、自家用有債施客運送についても、道路運送法上の規制により、地域の二一 ズに応じた多数な対なが不少表力は状況に各人。	**********	農林水産 省 国土交 通	長野県	人格を取得する途を開作とめに特別に措置した簡易な法人形態であり、このことか 、農業以外の事業を多角的に行うことは予定しておらず、農業以外の事業も多角 的に行う場合には、株式会社などの一般的な法人形態を活用することを想定し、制 度的に手当している。 今回例示めカナ地域に密着した生活サービス事業の例のうち、食料品の販売 については、自らが生産する農畜産物の販売は現行制度上実施可能である。ま すた、農事組合法人が、その経営を展とせる中で、農業生産にとどまらず事業の 例化を行うようなケースを想定して、農事組合法人から株会社への組織変更の制 例化を行うようなケースを想定して、農事組合法人から株会社への組織変更の制	また、株式会社への組織変更制度や、定款の定めにより1人1議決権的な適営が 可能な点については承知としており、そのとで、なお、株式会社化が、尾曲村集落 の実情に適した、構成員が平等に発言権を有する一人一票制の維持が困難(農事 組合法人が何額担負ではない場合が多い)となるため、多数の組合員の合意に は、膨大な労力と困難さが伴うことや、法人事業に従事した程度に応じて配当が可	\$ 15.
285 A 権線	運輸・	一時的需要増加 時における一終 客自送事連選送事 者名自動・一般運送 等者名自動・一般運送 許可にかかる権限 移譲	定める一時的需要増加時 における一般旅客自動車 運送事業者及び一般乗用 旅客自動車運送事業者へ の臨時許可にかかる権限を	今後、東京オリンピックやラグビーW杯、関西ワールドマスターズゲームズなど、世界的なスポーツナーの関係が予定されており、イベント関係期間内、内閣から名称	道路運送法第 21条第2号	国土交通省	兵庫果、鳥取県	道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第21条第2号の規定に基づき、一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者との一般乗用旅客自動車運送事業者との手時的な需要のために国土交通大臣の所市を受けて地域及 び期間を限定して乗台旅客の運送をすることができるところ。 当該許可は、乗合旅客の運送を許可するという点において、法第4条の一般乗合旅客自動車運送事業(以下「乗合事業」という。)の許可と同様であるため、乗舎家の許可に準づる取扱いをすくきであるが、乗合事業の許可に際しては、当該事業を適値に実施できる体制、能力が備えられているか等を、輸送の安全確保及び利用者の利益の保護の程法の必要をはいるところ、輸送の安全確保及び利用者の利益の保護でしては、地域ことに差異を設けるべきものではなく、国が全国一様に定める基でで、統一的な運用により事務・権限を行使していくことが必要に関する見直し方針については、すでに過去の議論(事務・権限を移譲・等が・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)及び平成26年の地方からの提案等に関する基本方針(平成27年1月30日閣議決定)において結論が	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」では、「地域公共交通のネットワークに係る計画を策定できることとするなど、地方公共団体が、先頭に立って持続可能な公共交通ネットワークを実現できるよう、実効性ある枠組みを固整備すべきであるとしている。しかし、21条許可を含め、一般乗合旅客自動車運送業にかかる許認可権限は国が持つており、必ずしも地域の実情やモーズに合致したものとなっておらず、地域交通の最適化が固られていない。 21条許可は、乗倉旅客の選送を許可するという点において、法第4条の一般乗合旅客自動車運送事業の許可と同様であるが、国から基準が示されれば、地域の実情を発知した都道府県の方がより迅速な判断が可能である。	Ē.
B 地 方に対 する緩和 制緩和	又地	地域限定旅行業 の参入促進に向け た規制緩和	範囲を、「営業所が所在する市町村及び(県外を含む) 隣接市町村等」から「営業 所が所在する都道府県及	[制度改正の経緯] 地域の設光資源の活用や多様化する観光客のニーズへの対応から、平成24年に「地域限定旅行業」が創設されたが、登録数は45業者(うち本県2集者)に留まっている。(旅行年報2014) 旅行業法及び同志施行規則において、業務範囲や財産的基礎。旅行業務取扱管理者の選任が規定されている。 (支障事例) 地域限定旅行業の業務範囲は「営業所が所在する市町村及び隣接市町村等」と限られており、魅力的な旅行商品の造成に当たっての支障となっている。 (制度改正の必要性) 地方への新たな人の流れを創出し、活力に満ちた地方創生に向け、地域の魅力を活用した「地域限定旅行業」について、意欲のある地域の観光協会、宿泊施設、バス事業者等が魅力ある着地型の旅行商品を企画・追成できるよう業務範囲を拡大する必要がある。	旅行業法. 旅行業法施行 規則	国土交通省(観光庁)	德岛歌叫県県県 県 県 東 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県	旅行業法は、地域限定旅行業の業務範囲を「自らの営業所の存する市町村の区域、これに隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定める区域」としている「旅行業法第4条、旅行業法施行規則第1条の20、かかる業務面囲は、地域限定旅行業に課される財産的要件(基準資産要件、営業保証金の供託職務)により消費者保護が図られる範囲に応じて変わられたものであるため、消費者保護の場合を考慮することなく、その拡大を求める本提案には対応致しかねる。上記業務範囲とり広域の旅行商品の造成・販売については、第三種旅行業(受注型企画旅行・手配旅行について国内全域・海外にて実施可能)・第二種旅行業(受注型企画旅行・手配旅行について国内全域・海外にて実施所の能)・第二種旅行業(資本型企画旅行・受証企画旅行・受証企画旅行・手配旅行について国内全域・海外にて実施の部が、会議を行について国内全域・海外にて実施の部が、会議を受けることを実施の部があたら、これらの登録を取得されたい、なお、「地域限定旅行業」に関しては、規制の革金議実施計画(平成27年6月30日閣議決定)においても要件を緩和するよう指摘があり、今後、観光庁としても、ご提案の趣旨である地域限定旅行業イロが自然に対して、検討を進めることとしているところである。	地方においては、激化する地域間襲争の中、観光客の視点に立ち、地域の特性を生かした取組みや、広域的な観光地の形成とそれらを結ぶ周遊ルートの構築を進めるなど、魅力ある商品の開発等に取り組んでいる。 しかしながら、1地域限定旅行実施の要務範囲は、「営業所が所在する市町村及び開発市町千等1」限度されているため、地域の特性を生かした魅力的な商品造成にはに観光がある。 多様化する観光客のニーズに対応するためには、県内各地域間の連携により、点がら線、線から面へと観光資源を結ぶ魅力的な観光地の形成が重要であり、業務・助田を「営業所が所在する結直府異及び「保外の)解接市 町寺 とすことで、魅力ある商品の企画・造成に資するものであると考える。 御指摘のとおり、消費各保護の観点は重要であると考えるが、想定される企画旅行は小規模なものであることから、消費者保護の観点と事業者の参入促進のバランスについて再検討をお願いしたい。	ā

		<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
ц	口県	〇農事組合法人の担い手の高齢化が進んでおり、若手農業者の通年雇用が必要だと考えていますが、年間を通しての活動がないことが課題となっています。 その解消に向けて、「冬期の生活道路の除雪請負」や「地産地消の食料品や生活用品などの宅配や販売」のような取り組みが当村においても必要となっています。 〇 制度改正の必要性等】本県では、集落営農の法人化を進めており、また、新規就業者の集落営農法人等への就業を促進している。米価の下落等の厳しい経営環境の中で、新規就業者の定着のため、集落営農法人の所得値気が必要となっており、また、中山間地域においては、高齢化する集落の後に今で守る役割について、集落営農法人のの所得値気が必要となっており、また、中山間地域において、法高能の主な、集るでは、集場の円滑な農地集積や多様な人材の参画・能力活用など合意形成を図る上で、一人一票制の農事組合法人が認定されることが多く(225の集落営農法人のの割以上が農事組合法人)、農業以外の生活サービス農を展開しようとする場合、また、本果では、複数の法人が連携し、経営農農、経験の企業の場合にある。といるなが、実実協同組合等を想定)の設立を進めることとしているが、これについても出資する集落営農法人健事組合法人の目的や事業範囲の制を受けるため、生活サービス業の展開が難し、状況である。 「参考」 今年5月に中山間地域の農事組合法人を対象にアンケート調査を実施したところ、回答した93法人のうち、高齢者移送・生活雑貨の販売・買い物代行など生活サービス業を実施するための農協法の規制緩和を望む法人は、約6割となった。	【全国知事会】 所管(府)省からの回答が「現行規定により対 応可能」となっているが、事実関係について提 案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国市長会】 所管省からの回答が「現行規定により対応可 能したなっているが、事業的を	
##	橋市		【全国知事会】 路線パス、タケシー等、旅客自動車運送事業 に関する事務・権限は都道府県に移譲をする べきである。 【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。	
			【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な 検討を求める。	

	提案区分					制度の所			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
管理番号	区分 分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	管·関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
235	B 方に対 運輸 通 前線和 英語 (地域限定旅行業 の参入促進に向け た規制緩和	「地域限定旅行業」においては、営業保証金を減額すること。	[制度改正の経緯] 地域の既光資源の活用や多様化する観光客のニーズへの対応から、平成24年に「地域限定旅行業」が創設されたが、登録数は45業者(うち本県2業者)に留まっている。(統行年報2014) 旅行業法及び同法施行規則において、業務範囲や財産的基礎、旅行業務取扱管理者の選任が規定されている。 現地で旅行商品を販売するケースが多いことを勘案すれば、旅行者が儀るリスクも比較的少ないと考えられるが、営業保証金の水準などが障壁となって、登録数が増加していない。 (制度改正の必要性) 地域限定旅行業に係る営業保証金については、旅行者保護を重視しつつ、リスクを適定に評価して、可能な限り減額し、参入を促進する必要がある。 参入が容易になり、旅行業者が増えると、旅行者の選択肢は拡大し、利便性が向上する。このとと考える。	旅行業法施行	国土交通 省(観光庁)	和歌山県 香川県 愛媛県	事業者の参入促進の観点から、旅行業の各登録区分の中で最も低額の100万円と しているところであり、また、観光庁長官が指定した旅行業協会に加入すれば、実	限定されていることにより、多様化する観光客のニーズに対応しがたいこと及び財産的要件にあると考えている。 御指摘のとおり、旅行業協会への加入により、事業者が負担すべき金額は20万	±
236	B 地 方に対道 変通 利緩和 交通	地域限定旅行業 の参入促進(向け た規制緩和	扱管理者より難易度の低い 資格試験を創設するなど要件を緩和すること。	[制度改正の経緯] 地域の影光資源の活用や多様化する観光客のニーズへの対応から、平成24年に「地域限定旅行業が高齢されたが、登録数は45業者(うち本県2業者)に留まっている。(統行年報2014) 旅行業法及び同法施行規則において業務範囲や財産的基礎旅行業務取扱管理者の選任が規定されている。 販行業法及び同法施行規則において業務範囲や財産的基礎旅行業務取扱管理者の選任が規定されており、地域限定旅行業者が通常業務を行う上で、国内旅行業務取扱管理者に求められる全国の観光地や各地の年中行事の知識については必須の知識とまではいえず、資格試験の雑島が登録数増加の障壁の一つとなっている。 【制度改正の必要性】 地方への新たな人の流れを削出、活力に満ちた地方創生に向け、地域の魅力を活用した「地域の能力を高い、まない、まない、まない、まない、まない、まない、まない、まない、まない、まな		国土交通 省(観光庁)	德滋 為實際 果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果	本提案については、規制改革会議実施計画(平成27年6月30日開議決定)においても同様の指摘があり、今後、観光庁としても、検討を進めることとしているところである。	本制度の更なる活用のため、提案趣旨に則って、事業参入を希望する者の負担 軽減を図れるよう、所用の改正を実施することについて御検討いただきたい。	

	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。	
島根県	○旅行業務取扱管理者が離職し、新たな資格者を確保できなかったことにより、地域限定旅行業登録を廃止した事業者がある。難易度の低い資格試験の創設など旅行業務取扱管理者の選任要件が緩和されれば、意欲のある地域の観光協会・宿泊施設・バス事業者等が自ら着地型の旅行商品を企画・造成できると思われる。	【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。	

提案区分	提案事項				制度の所			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
管理番号 区分 分野		求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	管·関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
B 地 土地利 1 方に対 用(産 1 1 する規 地除 制緩和 ()	指定権限・各区域の 指定権限の移譲、 近郊整備区域建	圏整備計画の決定権限や、 近郊整備区域等の各区域 指定権限について、関西広 域連合への移譲機区域建合	計画と下級、対象に、あらかしが、動に加速し、その加速と水のが、力にない方法、 関西のことは関西で決める。そのことにより東京・極楽中を見げれない方法、 る。関西地域の実情に応し、関西地域の特性を生かすため、近畿随差健計画・都市 開発医域建設計画の策定に係る国同意の廃止を行い、関西広域連合や存果が地 域タ実情を踏まえ、自主的・主体的に企画・立案等できるようにして、近畿圏におけ る地方創生を実現していくべきである。 【制度改正による効果】 関西には、総合行政を担う地域の実情に精通した存果、指定都市から構成 する関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、存果域を建 るたば伝の歌の推進・仮名はままからか場への楽」即変を触ると知り、実施を記ま、第	近第条 22 近 25 年		関連(共遊都府県県県、西合同資析、兵和島徳) 大庫敦 取員 人 康敦 取 県	近畿圏整備計画は、首都圏と並ぶわが国の経済、文化の中心としてふさわしい近畿圏の建設と秩序ある発展を図ることを目的として、近畿圏の建設とその秩序ある 発展を図るために策定される計画である。本計画は、我が同口において権权で重要な 圏域である近畿圏の整備について国策として策定するものであり、広域的かつ根幹 しなる産業基盤、国土保全、任宅・生活環境、教育、観光等に関する施設の整備に 関する内容等を塗り込んだ総合的な計画として、国が責任をもって策定・推進してい く必要がある。 近畿圏整備計画の策定に当たっては、地方公共団体の意向を反映させるため、国 土交通大圧が、関係所保、関係指定都市の意見を聴き、意見の申出を受けたとき は、遅延なてこれに回答するとともに、適切な考慮を払わなければならないとされて いる。地方公共団体の意思を反映することは、現行制度においても可能である。 近郊整備区域・都市開発区域、保全区域・近郊緑地保全区域は、整備計画に同様 に首都圏と並ぶわが国の経済、文化の中心としてふるわしい近景圏の建設と秩序 ある発展を図ることを目的として、国が責任を持って指定する必要がある。各区域に に首都圏と並ぶわが国の経済を実けられる地域を目的に定められる等、他の圏 を記述していては、第3次動作(平成21年10月7日)に基立づく、比較域 の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に 関連した法律(1平成23年法律第105号。第2次一括3、第百十一条において、政府と とれる。 の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に して整理済みであり、その彼の状況接近は認められない。 の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に して整理済みであり、その後の状況接近は認められない。 の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に して整理済みであり、その後の状況接近は認められない。 の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に して整理済みであり、そので、対策が表したの、といるとい、 とれるの、 ののは、地方は、地方は、地方は、 ののは、地方は、地方の 、地方は、地方の 、地方は、地方の 、地方は、地方の 、地方の 、地方の 、地方の 、地方の 、地方の 、地方の 、地方の	次勤告後に設立(H2212)しており、当該事務の移譲の受け皿ができ状況は変化している。なお、広域連合は、一部事務組合とは異なり、一部の事務のみならず企画 調整機能も有しており、国から直接権限を移譲されることも可能であるため、当該事務の受け皿になり得る。また、福井県、三重県についても、連携県として調整は十 公司第64章 2、左手間では31401 3 字章 2、左右よりについては、連携県として調整は十	3
B 地 土地規 10 する 最和 (く)	基づく工地利用基	- 国土利用計画法に基づく府 - 国土地利用基本計画に ついて、策定義務や策定に 係る国への事前協議を見 直すことを求める。	体の日土的かり土体的に取り組む、地方創生時代の体系へ 連用の見直しど9	国土利用計画 法第9条第10 項·第14項		連合 (共質県、東京 (共質県、大庫) (共和) (共) (共) (共) (共) (共) (共) (に基づき、本年秋に都道府県の土地利用担当部局等をメンバーとする検討会を立 ち上げて論点整理を行う予定であるが、今般、土地利用基本計画に係る国への事 前協議の廃止について要望を頂いたことから、同検討会において併せて検討してま	るが、加速的素にあたと同い味には、 定来等素がつた直じが進むがしていることが ら、土地利用担当部局のみならず、地方分権担当課の意見も聞くように配慮願いた い。	

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
	【全国知事会】 (近畿圏整備計画の決定権限及び、近郊整備 区域、都市開発区域、保全区域、近郊線地保 全区域の指定権限の関西直域連合への移譲 まえた上で、手挙げ方式による検討を求め る。 また、地方分権の革推進委員会第2次勧告を 診まえ、近郊整備区域建設計画の发定に当たっての国への 協議、同意を廃止するべきである。	
島根県、香川県、福岡 本午0月の香醸芸で語り、香醸芸での森林地域縮小の変更の取り扱いでう夜は芸夫等が、戦音条件/とうることができるとした。	【全国知事会】 土地利用基本計画の策定に当たっての国土 交通大臣への協議を廃止し、意見聴取及び 報告にするべきである。	 事前協議の廃止等について、追加ヒアリングを行った上で、都道府県に対するアンケートを行う予定と認識しているが、 2次ヒアリングの場で結果をお示しいただきたい。 土地利用基本計画そもそもの議論とは切り離せることが分かった段階で、事前協議の廃止等について結論を出したいとのことだったが、2次ヒアリングまでには、切り離して検討を進めることができるかどうかについて判断を行うべきではないか。

	拱	是案区分	All oto str var				制度の所			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
管理番	区分	分分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等		提案団体	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
1	10 方に	世 土地利 対 用(農 規 地除 和 く)	都道府県の土地 利用基本計画の 変更に係る国土交 変更た係の協 の事大後報告への協 変更	務付けられている国土交通	【制度改正の必要性】 国土利用計画法第2条第14項の規定により、都道府県が策定する土地利用基本 計画の変更は、国と協議を要することとされている。 計画書の変更については、協議の必要性を理解するが、計画図の変更(都市計画 見直しに伴う都市地域の拡大又は縮小、市街化区域編入を伴う農業地域の縮小 等)については、各個別規制によいて、協議不要若しは、事前1面の関係機関 との調整が完了し、重視した手続きとなっており、特に平成23年度以降協議は書面 の送付のみとなり、変更内容でついて国土交通大臣と開発、形式的 なものとなっているため、協議事項ではなく、簡易な資料による事後報告事項とすべ きである。	国土利用計画 法第9条第14項			「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」として、「土地利用基本計画 (9条)については、連用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講す る。」とされているところ、当省としては、まず本年6月に複数の都道府県を対象に連 用実態に係るヒアリング行ったところである。今後は、より網盤的に適用実態を把握 するため、本年7月から8月にかけて全都道府県に対してアンケートを実施する予定。 さらに、本年夏に国土利用計画が改定されることを踏まえ、計画を推進する方策と しての土地利用基本計画制度のあり方について、上記により把握された連用実態 に基づき、本年秋に都道府県の土地利用担当部局等をメンバーとする核討会を立 ち上げて論を理を行う予定であるが、今級、土地利用基計画に係るの本事 前協議の廃止について要望を頂いたことから、同検討会において併せて検討してま いりたい。 事前協議については、検討会において一定の方向性が得られれば、全都道府県 及び関係府省庁の意向を確認したうえで、国土利用計画法の改正の要否について 検討してまいりたい。	国土利用計画法第9条第14項の規定に基づく、土地利用基本計画の計画図の変更に係る国土交通大臣への協議については、速やかに事後報告とすべきである。	
2	13 方に	規一地际	土地利用基本計画の策定・変更に 画の策定・変更に を る国主変の意見 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			国土利用計画 法第9条第10 項,第14項	国土交通省		る。2とそれにいるとストニョとしては、よりネトウローは数の細辺内ボを対象に遅 用実態に係るピアリング行ったところである。今後は、より網報的に連用実態を把握 するため、本年7月から8月にかけて全都道府県に対してアンケートを実施する予定。 さらに、本年夏に国土利用計画が改定されることを踏まえ、計画を推進する万策と しての土地利用基本計画制度のあり方について、上記により把握された運用実態 に基づき、本年収に都道府県の土地利用担当部局等を次パーとする検討を含立 ち上げて論点整理を行う予定であるが、今般、土地利用基本計画に係る国への事 前協議の廃止について要望を頂いたことから、同検討会において併せて検討してま いりたい。	これまでの見直しにより、現行制度は同意を要しない「協議」とされていることや、 国土利用計画法第10条の趣旨を踏まえると、土地利用基本計画と関連する法律に よる規制は整合することが関係機関、自治体に対して要請とから、都 追府県が市町村から意見を聞くのと同様に、国からも意見聴取による調整を行うこ とで、必要な調整や連携を図ることができるものと考える。 また、現行制度における国土交通大臣との協議では、これまで指摘事項もなく文 書のやり取りのみの形式的なものとなっているなど、協議が形骸化していると言える。 こうしたことから、本県としては、協議前の事前調整の段階で必要な調整が十分で きているものと考えており、協議のプロセスを義務化しておくことよりも、この事前調整 整のプロセスを市町村と同様に国からの意見聴致として位置付け、協議の工会 を厳のプロセスを市町村と同様に国からの意見聴致として位置付け、協協の主の事前調整 廃止した方が手続きの迅速化や事務負担の軽減につなが名ものと考えている。 国土交適大任本の体協議は、準備期間等を含めると、現在、作業開始から計画の 告示まで7カ目を要しているが、提案による変更により、本県では5か月に短縮する ことが可能と見込まれる。	

	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
香川県		【全国知事会】 土地利用基本計画の策定に当たっての国土 交通大臣への協議を廃止し、意見聴取及び 報告にするべきである。	 ● 事前協議の廃止等について、追加ヒアリングを行った上で、都道府県に対するアンケートを行う予定と認識しているが、2次ヒアリングの場で結果をお示しいただきたい。 ○ 土地利用基本計画そもそもの議論とは切り離せることが分かった段階で、事前協議の廃止等について結論を出したいとのことだったが、2次ヒアリングまでには、切り離して検討を進めることができるかどうかについて判断を行うべきではないか。
香川県		【全国知事会】 土地利用基本計画の策定に当たっての国土 交通大臣への協議を廃止し、意見聴取及び 報告にするべきである。	 事前協議の廃止等について、追加ヒアリングを行った上で、都道府県に対するアンケートを行う予定と認識しているが、2次ヒアリングの場で結果をお示しいただきたい。 土地利用基本計画そもそもの議論とは切り難せることが分かった段階で、事前協議の廃止等について結論を出したいとのことだったが、2次ヒアリングまでには、切り離して検討を進めることができるかどうかについて判断を行うべきではないか。

提案区分					制度の所			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
管理番号 区分 分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	管·関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
98 71-24 出版	地域振興各法に移 ける計画化	条件不利地域等の返現电 目的に制定されては、法律の 地域振興を 計画、 があるが、 はならない があるが、 はならない があるが、 はならない があるが、 を があるが、 を があるが、 を が して計画等で は 変態が あきで は 変態が あきさ は 変態が あきさ は な た の 計画等 を 複 変態が ま の 計画等 を 複 変態が ま の が と の が と の が と の が と の が と の が と の が と の が と の が と の が と の が と の が と の が と の と と の と と の と と の と と の と と の と 。 と の と の	(よらない失態がある)に20、地力の所管部局(じゆ手称の真担が入さいい水にある。 定東澤寿明 限内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地境等を多く抱える地域において は、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、最大4計画を策定する 自治体もあり計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地 方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかなない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定 する必要があるが、それぞれの名庁から元されるスケジュールに従うと、作業が輻 映する場合があるほか、県・市町村内の関係駅に開金する時間が十分に確保でき す、担当駅の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示され る記載例等を誘み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目で あっても、客庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 名法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただき たい。	過促法条以表 地震性 原本 自由 全面 化原子	総大原本 经收益 医电子性 医电子性 医电子性 医电子性 医电子性 医电子性 医电子性 医电子性		【共通事項】 ・ 地域振興法についてはそれぞれの立法趣旨が異なり、対象地域の置かれている状況等に即した措置内容が規定されているところである。 ・ 地方公共団体が突腹するに参、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するもの、各法が規定する立法題目が対象地域の置かれている状況等に即て実施する振興施策を記載する計画について美施策が必ずしも各法同一とは際とないと考えられることから、参らに、スケジュールについても別級の理由により慎重な検討が必要と考えられる。 ・ (別紙あり)		t (

	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
北海道富山県東政東島祖東東市、島雲東県根東城市、島雲東東市、島雪東東田東東市市、東京東京東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京	□ 国からの意見への対心 - H27.10.9 半島振興計画第3次案提出期限 □ +H27.10月中旬 半島振興計画正式提出(市町との正式協議の公文写しを添付)		

提案区分	in the street				制度の所			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
管理番号 区分 分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	管·関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
326 十 7 + 日 地 監	地域振興各法に手続ける計画策定	条件不利地域等の拡射や 目的に制定されては、法律の 地域振興を 計算を があるが、という はないない。 という があるが、という はない。 という が、またい。 という が、またい。 という では、 はない。 という のは、 はない。 という のは、 はない。 という のは、 という という という という という という という という という という	「展内市町にアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、最大4計画を策定する自治体もあり計画がり計画が大きな大な事務的見起を件っており、大切な地方づくり地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。特に27年度は、過速法、半島長興法、山村振興法の33上(名方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が幅き載する場合があるほか、県・市町村内の関係際に開金する時間が十分に確保です。、担当家の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、宮庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】	通仮法条(村・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・	総土農省 "省大學"的 "省、省、省、省、省、省、省、省、省、省、省、省、省、省、省、省、省、省、省、	山広島県	【共通事項】 地域振興法についてはそれぞれの立法趣旨が異なり、対象地域の置かれている状況等に即した措置内容が規定されているところである。 地方公头面が今実施する極興施策を記載する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に関すること等、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するもの、各法が規定する立法題目や対象地域の部かれている状況等に即して実施する振興施策を記載するものであり、当該施策が必ずしも各法同一とは限る。 さらに、スケジュールについても別紙の理由により慎重な検討が必要と考えられる。 (別紙あり)		有比 (較表)

	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
北海道富山県東政東島祖東東市、島雲東県根東城市、島雲東東市、島雪東東田東東市市、東京東京東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京	□ 国からの意見への対心 - H27.10.9 半島振興計画第3次案提出期限 □ +H27.10月中旬 半島振興計画正式提出(市町との正式協議の公文写しを添付)		

	提案区	分	提案事項				制度の所			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
管理番号	区分	分野	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	管·関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
6	B 地対 方方に対対 計画報和	の他	連携中枢都市圏 構想推進要綱に定 める「連携中枢都 市」の要件の緩和	想推進要綱における「連携中枢都市」の要件は、中等の中枢都市(人口20万辺以上)等の中枢部では、中等の中枢部では、中等の中枢部では、中等の中枢部では、中枢では、中枢では、中枢では、中枢では、中枢では、中枢では、中枢では、中枢	連携中枢都市の要件として、①中核市(人口20万人以上)、②是夜間人口比率が 以上(合併市に対する特例措置有)、③三大都市圏の区域外に所在など規定され ているが、本制度の活用に意欲のある地域にあっても、域内に中核市を有さない場 会比要終を欠くことなる。 そこで、観光、公共交通、医療、防災等各分野において、中核市未減の人口規模 の都市であっても、近隣の複数の自治体(例えば、未果では県西部6市で、その中 の耐波、南砺、小矢部や高岡、射水など)が広域連携、経済、生活圏域として、一 定のまとまり(三人口規模)を有する場合には、連携中枢都市圏として位置づけられ るよう要件の繊和を求める。 【具体的な支障事例】	網(平成26年 8 月25日付総行	国土交通	富山県	連携中枢都市圏については、今年度に地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で、都市(圏)の条件について確定させる。	現行の「中核市(人口20万人以上)が周辺市町村と連携」する形のみならず、本県西部6市が求めるような「中核市未満の規模であっても、複数の自治体が広域連携し、経済・生活圏域としてまとまりをする場合=いわゆる多種ネットワーク型」においても、連携中枢都市圏として位置づけられるよう、引き続き二検討いただきたい。	
33	B 地対規 サンド 地対規 4 す制 級和	÷の他	連携中枢都市圏 の要件緩和	「連携中枢都市」の要件として、中核市(人口20万人以上)等が定められている核が、中核市活の人口提びの都市であっても、複数の自治体が広連携し経済・生活圏域として、一定のまとまりを有る場合には、連携中枢都市圏として位置つけられるようにすること。	しいかなければならない。このような「多種ペットワーク」による仏教連携は、「まち・」 ひと・しごと創生本部」の「総合戦略」が示す、生活基盤等の面だけでなく、経済・雇 用や都市構造の面も里視した連携の構築を目指すものである。 一も、同な地域は乙、理性の松野・電気について、現れのレニス目体的に性後、ま		総務省 国土交通 省	高射水小砺南。周水月东部市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	連携中枢都市圏については、今年度に地方公共団体の意向を踏まえた調査・検 討を行った上で、都市(圏)の条件について確定させる。	これまで富山県西部圏域では、新たな広域連携のあり方や必要となる支援策等について、「連携中枢都市圏」制度を国が確定する前に、本圏域の実態に即した有悪なの制度数計となるよう、国数化界へ要望してきたところである。 悪なの制度数計となるよう、国数化界へ要望してきたところである。 また、全国には本圏域と同様、中核市未満の人口規模の複数自治体により、連携都市圏の形成を推進している地域があることから、当該地域と連携して国へ働きかけるため、情報共有等を図っているところである。 去る8月4日には、「連携中枢都市圏」の形成に向け、6市共同による「富山県西部域連携部市圏形成推進宣言と実施するとともに、同日付で、6市と富山県はブザーバー)で構成する推進協議会を設置した。今後は、同協議会の事事会を定期的に開催し、今年度快域を自造に具体的な施策を決定したと考えている。引き続き、国において都市圏板舎を統一・明確化し、「連携中枢都市圏」の形成を推進していくに、本圏域の「多極ネットワーク型」の広域連携について、格段の配慮をお願いしたい。	3

	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
北海道、小田原市、 育龍 都底、福知山市、 寶龍市、 蒙都市、 京津市、 京學市、 京學市、 京學市、 京學市、 京學市、 吳根県、 山口県、 宇部市		【全国市長会】提案団体の意見を十分に尊重されたい。	
北海道、小田原市、京都府、福知市、海镇市、落丹市、京学市、京学市、京学市、京学市、京学市、京学市、京学市、京学市、京学市、京、中田、市、京、中田、市、京、中田、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、	○京都府北部地域の5市2町(福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町)は、本年4月に「京都府北部地域連携都市圏形成推進宣言」を行い、中心となる都市を設けるのではなく相互の連携と役割分担により北部地域を一つの経済・生活圏とする新たな連携都市圏の形成を進めている。 中核市のない地域においい地域において中小規模の市町村が連携して入口減少対策・地域の創生に取り組むため、「地方中枢拠点都市圏」とは異なる新たな連携都市圏についても、国の「連携中枢都市圏」の対象としていただきたい。 〇島根県兼都においては、県境を超えて、松江市、出雲市、安末市、鳥取県米子市・境港市などが、中海・宍道湖・大山圏域として広域連携を行っていても、日本では、日本では、日本では、東地では、大田では、大田では、東地では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田	【全国市長会】提案団体の意見を十分に尊重されたい。	

		提案区分					制度の所			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
管理者	香号 [2	分 分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	管·関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
	B 方す制	地プ規制が対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	火災信号及び津波	消防法能行規則で定める 火災傷号の方ち近火傷号) 火災傷号の方ち近火傷号) 及び「出場信号」のと、予急津 選等報係場所で定める津 業務報構態力で定める津 競技が津波策観しているこう がターンが重要におる場から でいるでは、 でいるで、 で、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でい。 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でい。 でいるで、 でいる。 でいるで、 でいる。 で、 でいるで、 で、 でい。 でい。 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	ラートにより、大津波警報または津波警報の発表時には自動で、津波注意報の発表時には自動で、津波注意報の発表時には手動で自治体の防災部局から防災行政無線を通じ吹鳴される。 近年では、南海トラン地震等の大規模災害の発生も予測されているが、火災と津波の発生時に使用されるサイレン音の吹鳴パターンが重複していることで、住民の選難行動が同節団等の避難行動支援時に混乱が生じ、津波に巻き込まれた住民が亡くなる恐れがある。 【効果】	則第34宗 ・気象業務法第 24条 ・気象業務法施 行規則第13条 ・予報警報標識		全国市長 会		実際に、自治体によっては、サイレン後の音声メッセージが建物に反響することな どにより、住民が内容を聞き取ることができなかったとの苦情が発生している。 住民や消防団員等の迅速な避難行動や避難行動支援の着手、また住民へのサ	

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
〇消防サイレンは、火災発生時の消防団の招集、住民への注意喚起のため、また、津波警報等についても津波発生時の住民の避難行動を促すため、消防活動ら消防無線を通じ手動により吹鳴することとしている。また、津波警報等についても、国から自分体へ直接情報が送信されるプラートにより、大津波警報等についても、政策を関係の発表時には防災筋局から防災行政無線を通じ音声により吹鳴することとしている。火災と津波の発生時に旧時災筋局から防災行政無線を通じ音声により吹鳴することとしている。火災と津波の発生時に用日れるサイレン音の吹鳴パターンが重複しているため、住民の避難行動や消防団等の避難行動支援時で混乱が生じる恐れがあると考える。〇本市においち、火災信号の「近火信号」は「場信号」が予報警報標識規則で定める「大津波警報」と「津波警報」のサイレンは今ーンとでは、「東波の発生を予測した緊急時のサイレン吹鳴等を火災の発生と誤認する恐れがあり、住民の避難が遅れ、人命に危険を及ぼす恐れがあることが予想される。また、サイレン吹鳴・ゲターンよる災害種別の判断は容易ではないことが予想されるので、「大津波警報」、「津波警報」のサイレン吹鳴・ゲターンの認知度を向上させるためにも、新たに異なる吹鳴・パターンを定めて広く国民に周知を図ることで、有事の際の迅速な避難行動や避難支援活動が行えることに繋がると思われる。	【全国市長会】サイレン吹鳴後の音声メッセージについては、風向き、天候、地形、周辺の状況によって間き取りにへいとがある。さらに、テレビ、ラジオも視聴困難な場所にした場合、サイレン音のパターンが重複していることにより、住民や消防団に混乱が生じる恐れがある。 実際に、自治体によっては、サイレン後の音声メッセージが建物に反響することなどにより、住民が内容を開き取ることができなかった 世民や消防団員等の迅速な避難行動や避妊行動や避妊行動の過失な必要が発生している。 現代の着手、また住民へのサイレン音の周知を徹底するためにも、吹鳴パターンの重複解消を図られたい。	